

## 外部評価委員との懇談会の記録

# 第1回 懇談会

日 時： 平成 15 年 2 月 28 日（金）午前 10 時 30 分～午後 1 時 30 分

場 所： 大阪大学大学院法学研究科 研究科長室

出席者：	外部評価委員	弁護士	クレイグ・マーチン氏
	法学研究科	研究科長	多胡 圭一
		評議員	小畠 典明
		法科大学院設置委員会委員長	吉本 健一
		国際交流委員会委員長	松川 正毅
		留学生担当 講師	西村 謙一

概 要： 事前配布資料にもとづき、法科大学院および法学研究科のあり方を中心に、外部評価委員であるクレイグ・マーチン氏（カナダ在住弁護士）との間で意見交換を行った。同氏による意見および評価の概要は以下のとおりである。

## 1．なぜ法科大学院と法学研究科を並置するのか？

- アメリカやカナダにおけるロー・スクールの役割は、法曹養成にとどまらない。また、ロー・スクール自体の研究レベルも非常に高い。したがって、法科大学院と法学研究科の役割が異なるという考え方は理解しづらい。
- 法科大学院における研究ということも重視していかないと、将来、法科大学院出身者が教官になるとき、教官の学問レベルが低下することが懸念される。
- カナダでも、法学部とロー・スクールとでは教え方が違う。法学部ではどちらかといえば知識の習得が主眼とされており、阪大法学部も教養教育が中心になろう。
- 法学研究科と法科大学院とが並存することで、組織間のコンフリクトが生じる危険性があるのではないか。それゆえ、両者を一つにまとめた方がそうした軋轢を生み出さずにすむのではないか。

## 2．給与の問題

- アメリカやカナダでは、ロー・スクール教官の給与は他に比べ 2 倍程度となっている。ロー・スクール出身者は弁護士資格を有するため、弁護士事務所と同程度の給与にしないと、教官となるべき人材（特にロー・スクール卒業予定者）を確保できない。ロー・スクール教官の給与はカナダでも高いが、それでもハーバードなどのアメリカのロー・スクールに引き抜かれることがある。

- 日本でも将来、同様の状況になるかもしれないということを考えたとき、法学研究科における教官の給与と法科大学院教官の給与にどのような格差を設けるかを考える必要があるのではないか。法科大学院教官の給与が他の部局と変わらなければ、人材の確保が難しくなるのではないか。
- アメリカやカナダのロー・スクールの場合、給与はロー・スクールのディーンと各教官が毎年個別に交渉して決める。その際、研究成果や学生の授業評価などの評価が大きく影響する。

### 3．授業料について

- カナダでは、ロー・スクールに限らず、プロフェッショナル・スクールの授業料は高額であり、年々上昇している。これは、政府による補助の問題以外に、学部はできるだけ安い学費で誰でも入れることが大切であるけれども、そこで資格等を得ることのできるプロフェッショナル・スクールの学費は自分で賄うべきだとの考え方による。
- 最近では奨学金制度（merit scholars）はあまりみられないが、これに代わって卒業後の就職先に応じて学費を一定程度返済する学費支援プログラムが設けられている。
- ただ、学費の上昇については確かに議論がある。ロー・スクールは、例えばビジネス・スクールと比べ、高い社会的責任を負っているため、貧困層やマイノリティ、他国出身者も入学可能な制度であることが必要との考え方が一方にはある。

### 4．短縮コースについて

- アメリカやカナダの場合、ロー・スクールの目的は知識の習得ではなく、法律家としての思考法や分析能力を身につけることにある。例えば、ロー・スクールの1年目では、基本科目を学びながら、こうした思考法や分析能力の基礎を身につけることが重要視される。そして、ロー・スクールの卒業時において、卒業生全員が一定水準以上に達していることが重要であるとされる。
- 法科大学院に2年の短縮コースが認められると、この制度により入学する学生と通常の学生が混在することで、1年目に身につけるべき思考法や分析能力の基礎の水準をどこにおくのが不明確になるのではないか。確かに法学部出身者は他学部出身者に比べて有利ではあるが、出身学部とロー・スクールの成績や能力とに相関関係があるとは思えない。そこで、短縮コースの入学試験をどうするかが重要になる。

### 5．ロー・スクールにおける授業と試験

- ロー・スクールの授業の基本は、ソクラテス・メソッドである。これは学生に質問することで、学生に複数の判決を読み、分析を行い、原則を見いだす能力を身につけさせる教育法である。この教育法は説明しにくいし、教え方も難しいが、こうした授業を通じて、学生は法律家としての思考法や分析能力を身につけることになる。

- ロー・スクールにおける学生の授業ごとの負担はきわめて大きい。
- ロー・スクールの試験では、事案形式が用いられる。学生は、科目ごとに、事案の中にどのような法律問題が存在しているか、どのように法を適用し、解決できるのか issues を identify することができるかどうか を問われる。正しい答えを出すことよりも、1つの事案に対してどれだけ法的问题を発見できたかが問われることになる。
- 試験は、通常、3時間で3つの問題を解く。そのうち2つは事案形式の問題で、最後の3問目では理論的な論文を書く形式がとられる。
- カナダやアメリカのロー・スクールの成績評価は、ベル曲線に基づきある程度決まった形で相対評価が行われるので、学生は一生懸命勉強して、競争することになる。
- ソクラテス・メソッドは、ほとんどの科目で、たとえ学生数が50～80人と多くても使用されている。ただ、最近では、指名形式ではなく、学生の自発的な意見表明、討論の形式が採用されている。学生が自分で考え、議論をし、意見を表明することで、はじめて理解が深まる、というのが基本的な考え方である。
- 法科大学院にとっての大きな問題は、積極的に授業に参加しようとしていない日本人学生の性格をどうすれば変えることができるかという点にある。一つの解決策としては、授業への参加を成績評価に組み込むことが考えられる。

## 6. ロー・スクール教官の負担

- 採点は、基本的にはプロフェッサーが行い、試験を添削して返すこともあるし、学生の質問を受けつけることもある。
- 教官一人あたりの負担は、例えばトロント大学の場合には1週間に1人で3～4科目を担当しているので、負担が大きいといえる。
- ほとんどの教官が自分で判例・文献を編集して、教材を作成している。
- 常勤教員と学生の割合は、9対1。その他に、数多くの非常勤教員がいる。
- ロー・スクールでは教官の間の競争が激しく、テニユアの獲得や給与の増額を目指して夏休み中でも、教官は自分の研究や次年度の授業準備のための仕事を熱心に行っている。

## 7. ロー・スクールと外部との関係

- トロント大学の場合、外国から招聘した著名な客員教官には多額の給与を支払っているが、著名な客員教官を招聘することは、大学のイメージ・アップにもつながる。他方、非常勤の教官にはそれほど多くの給与は支払われない。その背景には、実務家にとって非常勤で教えること自体が興味深いものであるし、学生に魅力的な授業をすることで、学生を法律事務所にスカウトするチャンスにもなるといった事情がある。
- 法律事務所や会社は、優秀な学生の獲得を目的として、寄付をしたりや寄付講座を

設置したりすることが多い。ただ、学問の自由（独立性）を守るためには、バランスを保つことも必要である。

#### 8．教官と研究者コース、研究との関係について

- トロント大学の場合、ほぼ全員の教官がロー・スクール出身者で占められているが、そのうち Ph.D の取得者は半数にも満たない。ただ、アメリカのロー・スクールで LL.M や Ph.D を取得して戻ってくる者もいる。
- アメリカやカナダの経験から考えると、法科大学院でも博士課程まで勉強できるようにした方がよいのではないか。
- ロー・スクールにおける教官の実務経験はあまり多くない。

#### 9．法科大学院における理論教育

- 法科大学院は法曹養成だけを目的としているというが、法科大学院においても、実定法や実務に関する授業だけではなく、哲学的・理論的な科目にも参加できるようにした方がよいのではないか。法曹養成のための教育が、実定法や実務の知識を教授するだけで済むとは思えない。

#### 10．法科大学院のプログラムについて

- 企業関係法プログラムや知的財産法プログラムを目玉とすることは理解できるが、そのことによって逆に企業に寄りすぎているとのイメージを対外的には与えてしまうのではないか。やはり外からはいろいろ専攻できる総合的な法科大学院とみられる方がよいのではないか。
- 学生は自分がどういう弁護士になりたいかというイメージを持っていると思うが、このようなプログラムは、ある特定の弁護士像を学生に押しつけることになりはしないか。学生の法曹に対するイメージは、学習の中で、または卒業後も実務経験によって大いに変化するものである。そのような意味でも、総合的でいろいろな科目を選択できるプログラムの方がよいのではないか。

#### 11．入学時の推薦制度について

- 法科大学院の入学時における推薦制度については、推薦状の客観性を測ることが難しいので、これを重視しすぎると、かえって入学に際しての平等性を保つことができないのではないか。それゆえ、入学試験の成績と学部時代の成績だけで決めた方がよいように思われる。
- カナダでは、他大学からの入学に備えて、予め各大学の成績評定を相対評価で数値化した表が作成されている。ロー・スクールの場合、推薦状はあまり重要視されていない。

## 第2回 懇談会

日 時： 平成 15 年 3 月 26 日（水）午後 6 時～午後 8 時 30 分

場 所： 新阪急ホテル 2 階 董の間

出席者： （外部評価委員）

京都大学大学院法学研究科長

木村 雅昭 氏

神戸大学大学院法学研究科長

磯村 保 氏

弁護士

出水 順 氏

社団法人関西経済連合会理事

栗山 和郎 氏

（大阪大学大学院法学研究科）

研究科長

多胡 圭一

司会

評議員

小島 典明

評議員

三成 賢次

法科大学院設置委員会委員長

吉本 健一

法科大学院設置委員会委員

松井 茂記

評価委員

中尾 敏充

内 容： 事前配布資料にもとづき、法科大学院および法学研究科のあり方について、大阪大学の側から説明を行った後、外部評価委員との間で意見交換を行った。以下は、その議事録である。

### 【議事録】

多胡 本日はお忙しい中、我々の外部評価のための懇談会においでいただきまして、本当にありがとうございます。万難を排しておいでいただきましたことに対して、厚く御礼申し上げます。これから始めさせていただきたいと思います。そこでお断りというか、お知らせさせていただきたいのは、委員の先生方としては、木村先生と磯村先生、栗山さんと出水さんをお願いしております、もう一方、外国人でトロント・ロースクールの客員教授を経まして、向こうで弁護士をしているクレイグ・マーチンという方がおられるんですけども、この方につきましては、2月にこちらのほうに来ていただきまして、我々のほうで同じ資料に基づきまして、外部評価を受けたということでございます。本来、名前もここに載せるべきだったのですが、ちょっと手違いがございまして載せておりません。ただ、そういう意味では、5人の先生方に外部評価をしていただくということになっております。

詳細につきましては、また小嶋のほうから説明があると思いますが、私のほうからは、お忙しいなかご出席をたまわりました先生方に、再度御礼申し上げたく存じます。ありがとうございました。

小嶋（司会）ではごく簡単に、これまでの経緯についてご説明申し上げます。私どもは過去に3回、このような機会を持ちました。法学部懇話会という名称の外部評価委員会を平成11年4月の大学院重点化の前後から3回開催しております。なお、最近は関西経済連合会をはじめとする在阪経済団体の方々から、毎年1回程度ご意見を伺う場を設け、外部評価に代えるという方法をとっております。

ただ、きょうお配りしております分野別研究評価のところにも出ていると思いますが、フォーマルな外部評価の場を設けることが望ましいという考え方から、今回こういう機会をもたせていただきました。

以下、事前にお配りしております議事次第に従って進めさせていただきますが、まず、法科大学院の新設とそれに伴う法学研究科・法学の改組について、それぞれ15分ずつ吉本と三成から説明させていただきます。そのあと1時間20分弱ということになるのでしょうか、一応8時には終わりたいと考えておりますけれども、先生方からご意見を頂戴したいと思っております。

では、さっそく法科大学院の説明からさせていただきます。

吉本 法科大学院の設置委員会の委員長を務めております吉本です。さっそくですが、資料がお手元にもまいていると存じます。適宜これを参照していただきながら、法科大学院構想について、簡単に説明させていただきたいと思えます。

ただこの資料についても、3月中旬ぐらいにもとの資料をつくったんですが、その時点からまたいろいろ変わっているところがありまして、最新のものとはいいがたい面があります。また今後も多少修正がかかることもあるかと思えますので、あくまで3月中旬の時点における構想ということで、ご理解いただければと存じます。

まず、法科大学院の基本理念ということですが、これはもう磯村先生には釈迦に説法で恐縮なんですけれども、司法制度改革審議会の意見書がでまして、その中で、法曹人口を増加させる必要がある。については法曹養成のための専門的な養成機関をつくるということで、法科大学院を設置する。しかもそれは法曹養成に特化した専門職大学院という新しい大学院ということで、そこで法曹を養成するということになりました。

法科大学院をつくる、もちろん法曹養成に特化した機関ということですが、その中で大阪大学としてはどのような特色を出していくのかということが求められるわけですが、一応、大阪大学の法科大学院の特色としては3点あげることができます。

1点目は、少人数教育ということで、1クラス30名を基本とした授業を行うということです。

2点目は、双方向的、あるいは対話的授業を重視した形でやる。これは特色とは言えないかもしれませんが。どこの法科大学院でも同じようなことを考えておりますので。しかし

それをかなり重視した、30名前後というのも、そういうところからきております。

3点目がビジネス法の重視ということで、大阪大学は商業の町大阪にあるということから、ビジネスや企業とのつながりを重視した内容の法科大学院をつくりたいということでございます。その具体的な中身としましては、3つのプログラム、ビジネス法関係のプログラムというものをつくって、これを学生に受講してもらおうということでありまして、

その1つは知的財産法のプログラム。2番目が企業関係法のプログラム。3番目が起業支援法プログラム、ベンチャー対応のプログラムということ。具体的な中身は、資料の9ページから10ページにかけて、それぞれのプログラムを構成することになる授業科目をあげております。

こうした授業科目をひとくくりにしてプログラムと呼んでいるわけです。ただこれは、そういうプログラムをとればなにか資格がもらえとか、あるいはこういうプログラムの科目を全部とりなさいとかいうことではありません。オリエンテーリング的なもの、たとえば知的財産に強い法曹になりたい人は、こういうものをもっていけば、将来弁護士なりになった時に、知的財産を専門とする法曹としてやっていけるということを目指しているわけです。

そういう意味で、なんら拘束力のあるものではありませんので、このプログラムの中の一部をとることも自由ですし、全部とってももちろんかまわないということでありまして、

2番目は設置形態です。これはいろいろ考えが分かれるところかもしれませんが、一応大阪大学としましては、独立研究科、つまり現在ある法学研究科、法学部の組織とは別の組織として法科大学院を設置したいということで案をつくっております。

その理由としては3つほどあげられるわけですが、ひとつは法科大学院というのは、いわゆる専門職大学院、高度な専門職を養成するための教育機関であるという点で、研究を主体とする法学研究科とは性格を異にするということでありまして、

2番目としましては、このように法学研究科とは性格の違う法科大学院の自立性と独立性を確保するためには、別組織のほうがよいのではないか。法学研究科の中につくるとしても、そうした自立性、独立性というものが担保されるような措置が必要であると思っておりますが、それを確保するためには、やはり独立した組織のほうがよいのではないかと考えております。

3番目の理由としては、先ほども出ましたけれども、大学内外とのつながり、法曹界とのつながり、あるいは産業界とのつながり、そして大学の中でも、理科系の部局とのつながりということも考えておきまして、そのような大学内外における他の組織との連携ということをお考えすると、法学研究科の中に設置するよりは、独立した形でつくるほうがよいのではないかと考えるわけです。

専門職大学院の説明は、先刻ご承知のことだろうとは思いますが、一応、従来の修士、博士の研究大学院とは性格が異なるものであるということ、法科大学院の場合には3年在学が原則となります。学位も、従来の修士とか博士とは違う別の学位、法科大学

院の場合ですと、法務博士ですか、そのような学位を出すというように、現在のところは考えられているようです。

それから、大阪大学の場合、原則3年制で定員は100名で考えております。大阪大学、あるいは他の大学からももちろん受験していただくことは可能です。ただ、法学部、あるいは法学科以外のところから3割程度はとりなさいという話になっておりますので、我々としましても、そこは3割ぐらい、なんとか確保したいと考えております。どの程度、法学部、法学科以外のところから受験してもらえるかはよくわかりませんが、幸い阪大の場合には、理科系の学部も数多くございますので、そちらのほうにも宣伝活動を活発に行き、できるだけたくさん受験してもらおうと考えております。

3番目は、教員組織ですけれども、学生定員が一応100名、3学年で300名ということになりますと、最低の基準でいけば教員は20名必要ということになります。専任教官は現在のところ30名を予定しております。専任教官のうちの常勤の者が26名、非常勤の者が4名。それぞれ実務家教員というのが必要ですけれども、実務家教員は2割程度ということなので、30名のところを6名。常勤のほうで2名、これに非常勤の実務家教員4名をあわせて、合計6名ということ考えております。

30名の専任教官のうち、法学研究科からは16名が移ることを想定しております。非常勤の専任のほうはどういう形で任用していくのかまだ決まっていますが、26名の常勤教員のうち、あとの10名について、大学の本部なり文部科学省に増員要求をしていこうということになっております。

ただ、現実にはなかなか難しいと。これまで文部科学省に何回か行ったときの話でも、要求していただいて結構だけれども、なかなかそれは難しいのではないかというお話を伺っております。そうすると、大学の中でいろいろ工夫をして、なんとか増やしてもらえないかということになるわけですが、最終的にどうなるのか。何名かは増やしてもらえるという観測はしておりますが、10名は難しいとなると、専任教官30名というものも考え直す必要がある。こういう状況であります。

それ以外に、あと非常勤の方。これは法学研究科に残られる方、あるいは他の部局または他の大学の方に来ていただくということになろうかと存じます。

それから法科大学院の設置場所ですが、豊中地区に現在の法学研究科があるわけですが、その豊中キャンパスに法科大学院も設置するというのを予定しています。設置すると申しましても現在のところ建物はありませんし、すぐに建つというわけでもない。いろいろ思案しているところですが、場合によっては、法学部や他学部の空いている教室を使わせてもらうとか、プレハブを建てるとか、そういうところまで追い込まれるかもしれません。

それからあと、大阪大学の場合、医学部の病院跡地に中之島センターという大学の施設を設置する構想があり、その中に法科大学院で利用できる部屋をいくつか確保したいと考えております。ただ中之島センターにはそれほどスペースがありませんので、全部の授業

をそこで行うわけにはいきません。ですから一部の授業をそちらでやる。例えば模擬法廷をつくるとか、あるいは実務家教員、弁護士、裁判官、検察官に担当をしていただくような科目をそちらでやると。そのような工夫がいると考えております。

5番目はアドミッションですね。入学者選抜。これも現在検討中でありまして、一応いまの案では、適正試験、それから学部での成績、そして出願理由書、推薦書というもので、選考を行うことを考えております。

要するに、試験や面接は実施しないという案でありまして、ちょっと大胆すぎるかなとも思っているんですが、現状では書類選考一本という案になっております。

このようにして100名の入学者をまず選抜しまして、その中で短期履修を希望する者については、別に筆記試験を実施する。憲法、民法、民事訴訟法、刑法という内容で筆記試験を行いまして、その試験に合格した者にはそうした科目の受講を免除する。要するに2年生のコースに入れるということになるわけですが、ただ、法学既修者の割合がどのくらいになるのかは、試験をしてみないとわからないので、あらかじめ何名というように枠を設定することは考えておりません。試験をした上で、これなら2年間で十分新司法試験に合格できるという基準を定めて、それで人数を決めていこうと考えております。

次に、カリキュラムですが、基本方針は4点ありまして、セメスター制、少人数教育、双方向的・対話的な授業、実務的能力の育成がその基本方針となっております。

卒業に必要な単位としては96単位。必修が68単位、選択28単位ということで考えております。短期履修者については、そのうち28単位分を履修したものとみなして、残り68単位の履修で卒業を認めるということです。1年生は基礎科目34単位で全部必修。2年生は30単位が必修で、あと8単位から12単位ぐらいいを選択科目に充てる。3年生になりますと、基本的に全部選択科目となる。一部必修がありますが、こういう形になります。

学外との連携、法曹界、産業界との連携を重視しながら、これは非常勤を派遣していただくという面もありますし、共同事業やセミナーを実施することも考えております。法科大学院としては、単に法曹養成の教育だけをやっているだけではいけないと考えますので、それに付随しているいろいろな連携事業を行いたいということです。なにをやるのかまだそんなに具体化しているわけではありませんが、例えば先ほど申し上げた知的財産法プログラムなどを利用してといいますか、そういうところにきていただく先生方と一緒にセミナーを開催して、企業法務の方に最新の情報を提供するとか、そうした取り組みも考えております。

さらに管理、運営組織ですが、研究科長（法科大学院長）副研究科長、それ以外の3名の教員で運営委員会というものをつくって、いわゆる執行部体制でやろうと。可能な限りほかの先生方は、そういう行政的なことには関わらないですむようにしたい。ただ基本的な事項については、やはり教授会で決める必要があると考えております。

非常に簡単ですが、これで説明を終わらせていただきます。

小嶋 先生方のご意見は、私どもの説明をさせていただいたあとで一括して伺うという

ことで、次は法学研究科・学部改組のプランについてお願いします。

三成 評議員をしております三成です。大学院の改組と法学部の改組というかなり大きな話なのですが、時間の関係もあり論点を絞って説明させていただきたいと思います。説明の順序としては、博士前期課程、博士後期課程、それから学部の順序で、私たちが今後どのような方向で改革を進めていこうと考えているか、つまり法科大学院が創設されたあと、どのような形で大阪大学の法学研究科と法学部を改組していこうとしているのかについてお話をさせていただいたうえで、皆様のご意見を伺いたいと存じます。

まず博士前期課程についてですが、法科大学院、いわゆるロースクールができたあと、前期課程のコースをどのように位置づけるかという問題があります。これは法学部の問題とも関係してくるのですが、現在のスタッフの内 16 名が法科大学院に移り、法曹養成のための教育をするということになると、大学院と学部においてこれまでと同じように法学を教えることは難しくなりますし、またさらに法科大学院における教育内容とも差別化、差異化をしていかなければならなりません。実定法関係の教員が一部は法学研究科に残るわけですが、彼らと基礎法学や政治学のスタッフとがどのような形で協力しながら、新しい法学教育をつくりだしていくのかということが検討すべき課題です。

法科大学院ができると、そちらに法学に関する教育や研究がすべてそちらに移ってしまうというのではなくて、残ったほうも法学研究科あるいは法学部として、法学分野の、法的思考に基礎においた教育研究をしていく必要があります、このことが新たな課題になると考えています。

ただ、新しい法学研究科では、これまでとは違って、高度専門職業人の養成がきわめて重要になると想定しています。新法学研究科においては、法律家とは異なる高度専門職業人の養成として、法学・政治学の領域における現代的な問題に対する深い理解とそれに対処するための総合的な力をいかにして培っていくのか、ということが社会からとくに求められていると思います。

新しい法学研究科は、このように高度専門職業人の養成機関になっていかざるを得ないと思いますが、それは研究者の養成においても同じことであり、「世界トップレベルの研究者養成を目指して」という科学技術・学術審議会の提言をみても、幅広い知識を基盤とした高い専門性が真の専門性であると指摘されており、つまり、多様な研究者の養成方法が可能だとされています。

言い換えれば、高度専門職業人の養成の一環として研究者の養成も位置づけていかなければならないということになるわけです。それが良いか悪いかという議論はもちろんあるわけですが、結局はそういう方向で改革は進んでいくように思いますし、その中で、これまでとは異なり、実践性あるいは応用性という点にかなりのウェイトを持たせた教育を私たちもしていかなければならないということだと考えております。

大学院教育においては、これまでには研究者養成があくまで主であって、高度専門職業人養成というのは従という位置づけでした。しかし、実際に大学院に入ってくる院生の数は、

研究者志望はほんのわずかで、高度専門職業人養成のコースに入ってくる学生が圧倒的に多かったわけです。しかもその大半を占めていたのは、司法試験の受験希望者でした。法科大学院ができれば、その部分がそちらに抜けますので、法曹養成ではない高度専門職業人の養成を真剣に検討していかざるをえない、と私たちも考えているのです。

その場合、大阪大学としてはこれまで培ってきた伝統やパワーをやはり大切にしていきたい。例えば大阪大学では、これまでも情報にかかる法分野に相当ウェイトをおいた教育や研究を行ってきました。そして将来においても、情報学に基礎においた教育研究はますます重要になっていくでしょう。そういう点からも、情報学に基礎においた、比較法政あるいは公共法政という教育研究の分野を今後進めていく必要があります。そして他方では法科大学院と連携しながら、学部教育についても当然責任をもって取り組んでいかなければいけないと考えております。

教官組織については現在大講座制が採用されているわけですが、2つある連携大学院では合計6名の客員教員を抱えています。また、法学研究科の附属施設である法政実務連携センターにも客員教員が5名配置されております。そのうち2名は15年度以降増員分です。このような客員教員のリソースを、今後は法学研究科と法科大学院との間でシステマティックに振り分けていくこととなります。

法科大学院には16名の教員が法学研究科から移るわけですが、それを前提として再編を進めていきます。その結果、法学研究科は教員34名となります。入学定員は、前期課程の場合35名程度を予定しています。前期課程については、大幅に定員を減らすというわけにはいきません。やはり30名~40名程度の院生は、今後とも育てていくことが私たちの使命であると考えています。ただ後期課程については、毎年課程博士も5名程度しか出していない現状では、29名の定員をそのまま維持することは難しいと思います。やはりここは現実を見据えて、後期課程の定員については10名内外の数でやっていくしかないのではないかと考えています。

学部学生は基本的に180名で、現状を維持してやっていくというのが私たちの意向です。20名~30名程度減らしてはどうかという話もあるわけですが、ここは基本的に現状を維持したいと思います。学部学生の数もつパワーと言いますか、定員というものは学部としての力にもなっていきますから、あまり学生数を減らしてしまうと、法学部の存在そのものが危うくなってしまいます。ここはできれば学生数を減らしたくない、というのが私たちの希望です。

それから、ご存じのように大阪大学には国際公共政策研究科という独立大学院があります。通称でOSIPPと呼んでおりますけれども、ここには国際関係の専門分野が集中しています。私たちが経済学部ならびに旧教養部と協力してOSIPPをつくったときに、法学部からは国際法関係や行政学といった講座を提供しました。昨年、分野別研究評価を受けた際に、大阪大学の法学研究科は国際関係が弱いのではないかと指摘されたのですが、OSIPPをつくるときに、国際関係の分野はそちらで充実させていき、その

分野については私たちと連携しながら研究教育を進めていくことを想定していたのです。

そうしたこともあって、法学研究科には現在、国際・比較法講座というのがありますが、国際法を専門とするスタッフはおりません。国際法の講義については、OSIPPに所属している教員に学内非常勤として出講してもらっています。そうした関係を今後も続けていかざるをえないという現実があります。それから法科大学院に移る教員との連携も、今後は当然必要になります。具体的には、OSSIPならびに法科大学院との連携協力を進める中で、学部についても、負担の限度はあると思いますが、数単位ずつの負担をお願いしていくということを考えております。

次にカリキュラムです。基本的には法政情報プログラムというものを基礎的かつ応用的な部分として位置づけて、院生にはできるかぎりこのプログラムを履修させるということを考えています。それを基礎にして、比較法政あるは公共法政のプログラムに移っていく、あるいは比較法政のプログラムの中で情動的なものを応用的に活用していくというのを計画しています。なぜ比較法政というプログラムにしたかということ、法科大学院と法学研究科との差別化を図るためには、やはり比較、つまり外国法政に関する研究が必要になる。比較ということを出して教育研究をやっていけば、それが付加価値になっていくと考えたからです。

ただ、この比較法政プログラムは、基本的にはオーソドックスな科目群と考えていただいて結構です。これまでやってきた科目群ごとの教育研究のひとつのパターンが、比較というものに重点をおいたものにシフトしていくと、そのようにお考え下さい。

もうひとつが公共法政ですが、これはOSSIPと協力してつくっていくことになると思いますが、より実践的で、より現代的、総合的な科目を配置することを考えています。したがって、比較法政と公共法政の違いというのは、いうなればより実践的かどうかという、あいまいなものになりますけれども、例えば、比較法政では民法を教え、公共法政では消費者保護法を教えるとか、そのような関係になっていくと考えています。

情報関係については、21世紀COEプログラムとしても、情報関係に基礎においた拠点の構築を法学研究科のプランとして提出しています。そこでは、人材養成のためのカリキュラムも考えていかなければならないのですが、これまでも私たちが力を入れてきた情報に関する教育研究を、今後はより体系的に整理をして進めていくことを考えています。

そしてそうした体制を支えていくために、データの構築とかソフトの開発とかいった面で、理科系の情報関係のスタッフ、大阪大学には情報科学研究科というのが新しく設立され、そこに情報関係のスタッフが集まっているわけですが、そうした研究科の教員と協力する。あるいはそのほかにサイバーメディアセンターというのがありますけれども、そこにもソフト開発の専門家がおりますので、そういう方と協力しながら、法律学や政治学の分野で関心が集まっている問題や課題について、新しいソフトやシステムをつくっていくということをイメージしています。

次に、入学試験はどうするのかです。法学研究科では、これまで民法や憲法という専門

科目ごとに試験を行ってきましたが、これを小論文という形に変えます。しかもその内容は具体的な法律の内容を問うのではなくて、社会科学的な論理的思考力を問うものとしたと考えています。外国語の試験も実施しますが、社会人や留学生については免除します。基本的には研究計画書と口述試験、この2つを重視する方向で計画しています。これから新しい研究科をつくっても、どれだけ学生を確保できるかということがやはり最も大きな問題になります。法律の勉強したい者は、法科大学院に進むのではないか。そうだとすると、法学研究科でどれだけ学生を確保できるのか。現状のままではそれが困難なことは明らかなわけです。これまでのように法学部だけに対象を絞った入試ではなく、様々なバックグラウンドをもった学生を受け入れるための入試制度を実施することが求められていると考えているのです。

指導の仕方も、これまでのように研究者を養成するために1人1対応で教育をしていくというのではなくて、政治学あるいは基礎法学とか、その中でもさらに若干分かれていくと思いますが、そのような大きなくくりの中で集団的に指導をしていくことを計画しています。スタッフが協力をして1人の学生を育てていくという仕組みにしなければならない、とくに前期課程の段階ではこれまでのような徒弟関係のような1対1の教育態勢はとらないほうがいいのではないかと考えたのです。学生には、基本的にコースワークという形で、前期課程の段階では幅広く、総合的に勉強してほしいのです。その中から将来研究者になる者も出てくるだろうし、あるいは実務の世界で働く者や公務員になる者も出てくるだろう。そのための基礎力を前期課程の段階で鍛えておく。法学政治学をむしろトータルに学ばせていく、ということを考えているのです。

後期課程については、基本的に大きく変えません。いままでと同じように研究者の養成を主として考えていきます。ただ、他方では博士号を必要とする、あるいは博士号をとりたいという社会人あるいは留学生の方もおられると思います。そういう方たちも積極的に受け入れていきたい。そうした学生が急に増えるということにはならないでしょうが、理念的にはこうした後期課程学生も育てていくということになると思います。

後期課程の場合、カリキュラムについても現状を大きく変えることは考えていません。ただ、プロジェクト研究はこれまで以上に推進したいと思います。例えばCOEの関係で考えているのは、ITやインターネットと法といった領域について、自分の専門領域と関わらせつつ研究を行わせることを考えています。COE以外でも、科研費の研究などをこうしたプロジェクト計画に連携させつつ展開させていければと思っています。このことは現に科研については個別に実施していることですので、これをさらに組織的に進めていくこととなります。

また、入試についても、後期課程の場合には基本的に大きく変えません。ただ、将来的には、法科大学院の修了者をどう扱うかという問題を考えなくてはなりません。基本的には、研究計画書を中心に口述試験でカバーすることを考えています。法科大学院には修士論文の制度がないことを考えると、やはり研究計画書を中心に評価せざるをえないと考え

ています。

なお、指導態勢については先ほど申しあげたように、できるだけ学際的な視点で育成をしていきます。それと、やはり後期課程に進学した以上、確実に博士号を取得できるような教育指導の態勢を整備する必要があります。ただ、この点は、組織的に指導態勢を組んでいかないと難しいと考えています。

最後に法学部ですが、実定法関係のかなりの教員が法科大学院に異動するというなかで、残ったスタッフだけでどのような教育をやっていくのかということがやはり最も大きな問題になります。極端な話、もう法学部はいらぬのではないかという意見も一部にはあるわけですが、ただ法学部に対するニーズが社会には依然としてあるように思います。それは何かというと、社会的な価値理念といったものに対する理解力であるとか、それに基づく調整能力であるとか、要するに規範的な思考のできる人材を社会は求めていると思います。そうした人材を育てていくことは、法学部の大きな課題であろうし、法学部でしかやれないとはいませんが、法学部だからこそできることではないかと考えています。

そこで法学部のカリキュラムですが、できるかぎりフレッシュマンセミナーとかプロセミナーという形で、10人、多くても20人ぐらいの規模の少人数教育を早い段階から実施していきます。手とり足とりは無理としても、本の読み方とか文章の書き方、そういったことは可能なかぎり早い段階で教えていく必要があります。相当エネルギーを割かないといけないことではあるわけですが、それはやらないと、いまの学生は育っていかない。そしてこのセミナーと講義をできるだけリンクさせて、講義で学んだことをセミナーでさらに深めていく。その逆も当然あるわけですが、そうしたカリキュラムを今後は組んでいく必要があると私たちは考えています。

そうしたカリキュラム再編とともに、成績評価についても改革を行う必要があります。一定の基準を設けて相対評価という形で統一することです。全員が優、それはないと思いますが、7割が落ちるとか、そういうのはまずいということを、法学部でも考えていかなければならないでしょう。

さらに検討課題として残されているのは、3年次編入の問題です。現在、毎年20名程度の学生を3年次編入という形でとっているのですが、これをやめるか、あるいは入学定員を減らすことを考えています。むしろ編入で入ってくるような学生は、大学院、あるいは法科大学院に進学してもらったほうがよいのではないかとということで、現在見直しを進めています。

それから入学試験の前期後期の割り振りとか、試験科目や配点、などについても見直す必要があると考えております。これからは社会科的な科目を重視していく、あるいはその配点を増やしていくといったことも検討したいと思っています。

最後に、実定法科目のあり方についてですが、これは私たちの間でもかなり議論があるところでして、ご出席の委員の先生方にもぜひご意見を伺いたいと存じます。法学部の卒業生には法科大学院への進学を希望する学生が多いと思いますが、法科大学院には短縮履

修という制度があります。法学部で法律学をまじめに勉強すれば短縮2年でいける、そのための教育を法学部でする必要があるのかどうかです。その必要が仮にあるとすると、2年の短縮履修を目指す者のためにそれに応じた科目をかなりの程度法学部に配置しないとイケません。そういったことは果たして必要かどうか。その辺りの問題もこれから詰めていかなければなりません。今後スタッフを新たに採用する場合に、どのような分野の人材を必要になるかという問題とも、当然この問題と関連してくるわけです。

以上、かなり省略をしましたがけれども、大阪大学における法学研究科と法学部に将来像についての私たちの考えを説明させていただきました。

小島 私どもの大学は、大学全体としては京都大学と神戸大学の間ぐらいの大きさになるのでしょうか、教員でいえば2,500名程度となります。しかし法学部は、京都大学、神戸大学のいずれと比べましてもかなり小さな学部として、50名強の教員でやっているのが現状です。それをあえて2つに割いて、法科大学院を独立研究科として設置するというのが大阪大学のプランなのですが、明確にそうした方向を打ち出している大学は、国立大学ではまだ少ないと思います。ともあれ、いろいろご意見はあろうかと存じますが、まず法科大学院の問題に詳しい磯村先生に口火を切っていただけないでしょうか。

磯村 いくつか技術的な質問をさせていただきたいと思うんですが、まずたいへん細かいところからになるんですが、実務家教員の必要性というところで、30名をベースに6名が必要だということにお書きになっているんですけれども、文科省の設置基準では「必要専任教員数」の2割ということなので、基準となる数は20名だと思います。

つぎに、これも技術的な問題なのですが、第2年次の履修単位数について、必修科目30単位に加えて、選択科目が8ないし12単位とされていますが、現在、いわゆるキャップ制を採用し、1学年の履修登録上限単位数を、1年次・2年次については36単位程度とすることが考えられており、それとの関係を考慮しておく必要があるかと思います。

もう1点、気になるところは、先ほどの概算要求10人という話ですが、学内措置も含めてということなんですが、設置認可申請の最終期限が6月末であることを考慮すると、その時点で授業担当者名が確定している必要があると考えられ、増員要求の部分については、少なくとも設置申請の時点では間に合わないようにも思えるのですが、その点もどういふふうにお考えなのか、ご説明いただければと思います。

吉本 概算要求がどうなるのかという点が、まだはっきりしていないんですが、一応、概算要求としては10名を要求しながら、設置認可申請の段階では、确实なところで教員の名前を書いて申請するということにならざるを得ないと思うんですね。

実は、学内的なところでは、いま5名ほど措置がしてもらえないかという方向で話が進んでおりまして、そうしますと25名でなんとはいけるのではないかと。ですからこれ以上もし増えないとすれば、最終的には25名のところで名前を書いて認可申請をするという形になる可能性もあると考えております。

さっきおっしゃったキャップ制の問題とか、あるいは実務家教員の必要数とか、この辺

りの問題はおっしゃるとおりなので、もう少し正確な書き方をしたいと思います。

多胡 設置申請のデッドラインは6月末？

吉本 ええ、6月末に出して、審査は7月から始まるというスケジュールで動いていると思います。

多胡 デッドラインが8月まで延びるとかいうことをちょっと聞いたことがあるんですよ。それは間違いですか。

吉本 わかりません。本来1月に出るはずの告示がまだ出ていないので、今後どうなるかわかりませんが、設置審査のほうのスケジュールは7月から始まるということで動いているように思います。

磯村 先ほど、法学既修者の振り分けを入学後に行うというご説明があった時に、この試験に合格した者は2年次にいけるといように伺いましたが、いただいた資料ですと、科目ごとに1年次の科目を履修したものとみなすというようになっているんですけど、どちらが正確なんでしょうか。

吉本 この点については、実は資料をつくったあと、内部で検討した結果、少し状況が変わってきております。文部科学省にいった時には、2年次にいれるのではなくて、科目ごとに認定しなさいという話でしたので、そういう形で作りしましたが、どうもほかの大学の動きとかを見ていると、2年制コースに振り分けてもかまわないという話なので、大阪大学としてもできればそちらの方向に進みたいと。制度の簡明性という点からもそのほうがよいのではないかと、現在では考えています。

磯村 そうすると、例えば民法は非常にいい点がついたけれども、民事訴訟法は全然できていなかったという時には、トータルで不合格ということになるんでしょうか。

吉本 これもまだ固まっていますが、おそらく何科目か試験をして、平均がある程度以上の点数であれば合格とするが、1科目でも基準点を下回ると不合格にするとか、そのような形になると思っています。

栗山 最初、概要から読み始めて、ちょっとわからないなと思って、本文を読んだら結果的にはわかったんですが、「短期」履修者という表現と「短縮」履修者が混在していて、その意味がわかりにくい。たまたまこの前、法学研究科で開かれた知財セミナーで、法科大学院では別途サマーセミナーとかそういうのもするということで、企業の人も対象にという話を聞いていたものですから、最初読んだ時はそのことだと思ってしまいました。それがなぜ合格者の中からうんぬんと、どうもわからないなと思っていたら、いやそうじゃないと、3年じゃなくて2年ですむ、そのことを短縮、短期とっておられるというのがわかったんです。用語はどちらかに統一してはどうでしょうか。語感としては短縮かなという気もするんですが、短期だと、夏休みだけとかそんなイメージで、履修という言葉があるからそうではないのかもしれませんが。

吉本 用語法がいろいろ混乱してしましまして、既修者とか未修者とか、法学部出身者とそれ以外とか、その辺りの使い分けをきっちりやってなかった面があるのは事実ですの

で、これから改めたいと思います。

栗山 ひょっとすると、いきなり短期か短縮で出てくるよりは、上のほうで3年を原則として、試験に合格したものは2年といったように、そこで定義してしまうとかすればわかりやすいんじゃないかと思いますね。

吉本 もう少し言葉をきちんと定義して使いたいと思います。

栗山 そもそも法科大学院というのが、法曹養成というのを、この前の知財セミナーでも非常に強調されているのに多少違和感がありました。というのは、産学連携とか、企業の法務関係者といっておきながら法曹養成という対象に限られると思ったからです。そういうこともあるので、2つ大学院をという結論に持っていかれていると思うんですけども、一般的にこれから各大学でつくられる法科大学院は、すべて法曹養成という定義でどの大学でもできるということですか。

松井 弁護士資格をとった後であれば、企業に入る人も出てくるのでしょうか。

栗山 審議会の答申では「社会の様々な分野で活躍する」とありますが、しかしあくまでも法曹であって弁護士とか裁判官でない形で活躍するという意味ですか。

松井 ええ、そうですね。

磯村 他学部出身者の割合について、最低でも3割という書き方をしておられるんですが、ひとつは他学部出身者・社会人というのが1つのまとまりになりますので、法学部卒でも社会人であればそちらの方の枠組みになると思います。もう1点は、3割という数字のとらえ方ですが、3割合格させるように努めるものとするが、例えば他学部出身者・社会人の志願者が非常に少ないというときには、2割程度ということもありうるというのがいまの方向だと思いますので、最低3割という書き方をするのは、少し踏み込みすぎではないでしょうか。

吉本 そうですね。確かにこれをつくった時には、かなり多様性ということが言われておりまして、その程度は少なくともとろうという意欲で書いたんですけども、もう少しマイルドな書き方のほうがいいかもしれませんね。

おっしゃるように、法学部出身者の社会人は3割のほうにカウントされると思うんですが、社会人のための特別選抜とか、夜間の授業とかは、いまのところ考えておりません。もちろん社会人の方でできていただける方があれば大いには歓迎しますけれども、社会人を対象になにか特別なことをやるということころまではちょっと手が回らない。

磯村 100人の定員というのは、私どもの神戸大学と同じ規模ですが、私どもでは約40名の専任教員体制をとり、1クラス50人という前提で、同じ科目を同時に2つ開講するというのを考えておりますが、それでも授業負担は結構大変だなというのが実感です。より少ない専任教員数で、かつ30人クラスで同時に3つ授業を実施すると、先生方の研究時間はなくなってしまうのではないかという懸念を抱くのですが、その点はいかがでしょうか。

吉本 それは大いにあることですね。内部的にも、30名で本当にできるのかということ

はいろいろ言われております。まだ厳密なシミュレーションはしておりませんが、シミュレーションをした結果、やはり 30 名では無理ということになれば、40 名ないしは 50 名のクラスということも考えざるをえないかもしれません。

松井 教官の増員がどれだけ認められるのかにもよると思いますね。もし 10 名認めていただけると少し楽なんですけど、もしそれが難しいということになると、ちょっと考えなおす必要があるかなと。

いまのところ法科大学院、法学研究科と法学部をあわせて、授業負担にはある程度上限を設けて、その範囲内に負担を押さえたいとは考えています。

吉本 実は、定員は 100 名ですけども、必修科目については、20 名ぐらい落とす学生が出ることを想定して、120 名で 4 クラスというように考えているんです。

松井 全員通すというわけには多分いかないだろうなと。

磯村 1 クラス 50 名というときには、実際には 60 名プラスアルファぐらいになるという前提で数字を考える必要があり、一部の大学のように、1 クラス 80 名という前提はその点で大きな問題を抱えているように思いますが。

松井 60 名ぐらいだったら許容範囲ということでしょうか。

磯村 おそらく 50 名から 80 名というのが基準となるのではないのでしょうか。京都大学はおそらく、最初から 60 ぐらいで考えておられるのではないかと思います。

木村 60 から 70 の間ですね。

三成 最終的に、法科大学院の場合、8 割程度の学生を新司法試験に合格させないといけないという問題があります。東大や、おそらく京大などもそうかもしれませんが、50 人程度のクラスで講義をしても、その線をクリアできると考えておられる。しかし、大阪大学の場合には、相当がんばらないと 8 割という線は維持できないのではないかとということです。

30 人でやったほうがやはり効果があがる。少なければ少ないほどよいということもあるのですが、30 人ぐらいがちょうど良いのではないかとことです。それは理想に過ぎるという考え方もありますが、しかし逆に 50 人や 60 人ということでは本当にやっていけるのでしょうか、と疑問もあります。教員に十分な能力があれば、それでもできるのですが、かなり大変ではないかと思えます。

松井 大阪大学の場合、もともと法学部の学生定員が 180 名ですので、ほとんどの授業が大体 30 名ないし 40 名規模になる。これが法科大学院では 60 名という話になると、現在より多くなってしまふ。そうした点から考えると、60 名というのは難しいかなと。

三成 ゼミも、現在は 20 名以内に一応抑えていますけど、30 名規模という場合もあります。ただ、30 名になるとゼミでも結構大変だと聞いていますし、法科大学院の場合にも、30 名がリミットじゃないかと思うわけです。

磯村 私どもの同僚で対話形式を取り入れた授業をしている先生がおられるんですけど、50 人で席を固定するとなんとかできるが、80 人になったときにはちょっと無理だったとい

うお話しでした。そういう経験もあり、またいまの学部学生のゼミに対する参加の仕方と、法科大学院における参加の仕方には相当の違いがあると思いますので、たしかに1クラス30人は理想かもしれませんが、そこまで厳密に少人数教育を考えている法科大学院は、きわめてまれではないでしょうか。

松井 もともと大阪大学法学部は、少人数教育をスローガンにしてきましたので、法科大学院においても、それは踏襲したいなと思っているんです。ただ、30名というのはあくまで目標ということです。

小嶋 私どもは当初から、全学的な支援を得るという目的もあって、法科大学院を法学研究科から独立した研究科として設置することを考えてきました。司法制度改革の理念や法科大学院法の中で示された考え方からいっても、法科大学院というのは研究大学院とはかなり違った性格のものにしなければいけない。また大学院としての独立性が問題になるということになると、法学研究科から法科大学院を独立させたほうがすっきりするのではないかと。そんなわけで、いまのところ独立研究科路線を突っ走っているのですが、この問題についてもぜひご意見を伺いたいと思います。

木村 その問題については、京都大学は一貫して法学研究科内の独立専攻で立ち上げるというスタンスをとってまいりまして、おそらくそれは認められるんじゃないかというふうに期待しておるんです。私たちがそのように主張しております根拠は、結局のところ研究に支えられた法科大学院という理念でございます。それから他の独立研究科を見ておりましたが、必ずしも既存の研究科とじっくりいってないところが多い。法科大学院の場合はよくわかりませんが、このように管理運営上の問題といったものを考えたことも事実なんです。

しかし他方におきまして、独立専攻にいたしましても、既存の研究科に対する運営上の独立性といったものが今後は要求されてまいります。法科大学院という非常にパワフルで独自性を持った、そして特色を持った専攻の専攻長と研究科長との関係はどうなるのか。あるいは法科大学院の人事はどうしていくのか。これを研究科でやりますということでは、独立性というのはおそらく確保できなくなってしまう。まあどちらにしても大変難しい問題だと思いますね。

ただ私たちのほうは、やはり法学研究科全体に、研究大学院というんでしょうか、研究中心でいきたいという非常に強い希望がございます、そういう希望も設置形態をどうするかという話に大きく影響しております。

ただこの問題は本当に頭の痛い問題で、ようやくこの31日で研究科長の任期が終わるのですが、よかったと思っております。(笑)おっしゃるとおり、いずれにせよ問題は非常に複雑ですね。

磯村 全国の国公立大学法学部連絡会議でも同じような議論があって、その折りにも、私は、あるべき姿はむしろ1つの専攻であって、独立研究科でないという意見を申しあげた。文科省は教育課程の違いを強調するんですけれども、私どもは研究組織の一体性に着

目する必要があることを繰り返し強調しています。例えば神戸大学の例で言いますと、7人の民法研究者のうち、5人が法科大学院に配置され、2人が理論法学専攻に配置されることになるのですが、民法という研究分野で考えると、7人は完全に一体なんですね。この時に、同じ専門分野の研究者を全然異なる組織に分断するというのは、きわめて不自然でありと思います。組織が違っての方が対外的に説明がしやすいというところにこだわりすぎているのではないのでしょうか。

また、学部をどう支えるかという点についても、法学研究科の教員だけが支えて、法科大学院の教員は、もちろん非常勤の形での協力はありうるのですが、学部教育に責任を持たないという組織のあり方が本当に合理的なのかどうかも問題がありそうです。特に法学部教育の中に、ある程度実定法教育も残ることを考慮すると、法学研究科の先生方だけに責任がおわされるというのは、どうも違うのではないかと感じております。

さらに、法学研究科で、例えば留学生に対する日本の実定法教育をどうするかというような問題も考える必要があります。そのような諸々の事情を考えたときに、法科大学院をあえて法学研究科から切り離すことのデメリットの方がはるかに大きいのではないのでしょうか。木村先生もおっしゃったように、組織が二つに分かれても、最初のうちは人的関係がうまくつながっていて大丈夫なのかもしれませんが、5年、10年たつとそれぞれ独自の論理で動いていって、いろいろシビアな問題が出てくるという懸念もあり、独立研究科構想にはなかなか難しい面もあるのではないかと考えております。

それでは、法科大学院の独立性をどのように確保するかということなんですが、私どもでは、例えば専攻長や専攻会議を設置し、専攻会議の規則と法学研究科規則を調整して、専攻会議への委任事項を多くつくるということで独立性を確保してはどうかと考えているところです。

小嶋 ありがとうございます。では出水先生、現実に弁護士をやっておられる立場から見て、法科大学院の問題についてどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

出水 よくわからないのが正直なところでして、独立するのか、あるいは法学研究科の中にはいるのがいいのかということも、これやってみないとわからないですよ。

もともと法科大学院というのがあいう形が出てきたというのは、アメリカのロースクールを日本に移植しようということをやったんでしょうけれども、アメリカには法学部がないという点を考えると、もともと無理な接ぎ木をしているわけですね。日本にはさらに司法研修所もあって、相当無理を重ねているわけです。将来、法科大学院がうまく育っていくのか、あるいはどこかでうまくいかないのか、これは実際にやってみないとわかりません。わからない時はいろいろやってみたらどうかと。荒っぽい考え方ですけども、私などはそういう発想をしますから、ともかくやってみられたらいいんじゃないかという気がします。

その際にひとつ参考になるのは、医学部ですよ。医学部の教育というのは、アメリカ

ではメディカルスクールですけれども、日本では医学部でうまいことしているわけです。私の息子は医学部を出たんですけれども、娘は歯学部で、5年生や6年生になるとものすごく遅くまで実習があって、8時ぐらいまで学校に残って、家に帰ってきたら11時と。おまけに、なんでそんなに遅くなったんだと聞くと、「先生にみてもらったり、いろいろ評価を受けるのに、向こうが忙しくてすっぱかされた」とか、結構厳しい実習をやっているんです。

そういう実習を法科大学院でやるのかどうか、それは理科系とは違いますから同じようにはいかないかもしれませんが、そういうことでやれるんだとしたら、今の制度にしばられない形でのスタートという意味で、独立したほうがいいのかなどという気もします。ただそうはいても、いま、お2人の先生がおっしゃったように、あとでかなり問題が起きるかもしれない。そこら辺りの問題はよくわからないのですけれども、結論は先ほど申しあげましたように、ともかくやってみたらという感じはいたします。

本当にどうなるかというのは、弁護士の中にも「あれは絶対失敗するで」と言っている人もいますし、「ようわからんな」というのが大体一般的な評価ですけれども、本当にやってみないとわからないですよ。

ちょっと話がかかりますけれども、先ほど8割ぐらい合格とかいう話がありました、実際にやってみてどうなるかは、これもわからないですね。現実にやってみてうまくいかなければ、8割はあくまで目標だったという話になって、ずるずると違うことになるかもしれませんね。現実にいま名乗りをあげている法科大学院のすべてで8割合格者が出れば、ものすごい人数になっちゃいますから、果たしてそれでどうか。研修所のキャバも考えると、そんなことできるのかどうかわかりませんし、とりあえずやってみて徐々に調整していくしか仕方がないんじゃないかなというふうに、考えております。

小嶋 学外との連携を私どもは目指しているわけですが、法科大学院では知的財産法分野を含めて3つのプログラムを提供しようと考えています。きょうは関係連の栗山さんからこの点に関連した関西競争力会議のレポート「関西の産業力強化のために」も配っていただいております。栗山さん、何かご意見がございますでしょうか。

栗山 まずさっきの法曹との関係で、よくわからなかったというのはいまの点にも関係しています。法学部じゃない出身者が法科大学院に来て、その場合は3年になるということなんですが、3年で果たして司法試験に通るのかという話がわからなかった。試験制度がかわるとかという説明を聞いているうちに、まあそうなのかなとは思いますが、例えばこの前の説明で、医学部を出て、その後弁護士になられて、あるいは裁判官になって、医療事故に強い法曹ができる。その説明はよくわかるし、医学部を出るような人であれば、もともと頭がいいから、司法試験にも通ると説明されたら、そうかなとも思いますが、一方で私も法学部出身ですけれども、司法試験は難しいという先入観からいうと、まずそのあたりを一般の人に知ってもらわないといけないという問題があるように思います。

そういう意味で関心があるのは、残るほうの大学院と言いますか、法科大学院と分ける

のかいっしょにするのかという問題は、いま聞きましたけれども、法曹養成を除いた部分の法学研究科のあり方です。先ほどのご説明では法曹以外の高度専門職業人プラス研究者の養成ということだったんですが、研究者を除いて、法曹資格はとらない、しかし法学研究科まで出て高度専門職業人というのは一体どういう人を想定しているのかということ、もう少し端的に書いたほうがよいのではないかと。いまの文章では、どういう人を育てようとしているのかがちょっとわからない。

企業で法務に携わる人も、これからは法曹資格をとったほうがよいという話はよくわかりますが、しかし全員が法曹資格をとる必要もないわけで、むしろこれから必要だと思うのは、立法や政策の部分の法律に携わる人です。これが、従来は結局全部、中央官庁に握られていて、そこでオンザジョブ・トレーニングをして育てる。しかし、これから地方分権の時代になれば、広い意味の立法というのが地方におりてくる可能性があるわけで、そうすると自治体でオンザジョブ・トレーニングでそういう人が育つかというと、非常に心もとない面もあります。そういうのをまとめて、将来自治体にはいって、これまでのように中央で決められたことをただ実行するだけじゃなくて、地方における立法に携わるというような人が、単に学部だけで終わらずに、大学院にまでいって学ぶということもあっていいのかなと思います。

それを前提に、いま聞いて思ったんですけれども、先ほど法学研究科と法科大学院を分けることによる教員の分断という話がありましたが、もう一方、学生に対する教育効果でも分ける時と分けない時の違いがでてくる可能性がある。将来法曹界に行く人と立法に携わる人、あるいは企業で法務に携わる人が大学院を出る時に、どういう状態にあることが望ましいのか。もちろん別組織、独立組織であるといっても、学生同士交流できないわけじゃないといってしまうとそれまでですけれども、その辺りも、出水先生がおっしゃるように、やってみて実験してどっちがいいほうに収束するというのもひとつの方法かもしれないなというふうに感じました。

木村 先日ある企業の責任ある地位にいる人と話をしたんですけれども、企業サイドの法科大学院に対する期待は非常に大きいんですね。法律学のきちとしたトレーニングを受けたものは、物事をきっちり考えるからいいんだと。我々もそういう法科大学院の卒業生を積極的にとりたいということを言っておられて、しかも単に法務部にとりたいというのではなくて、もう少し幅広い部署でとりたいといっておられました。

またビジネススクールと法科大学院とでは、どちらがよろしゅうございますかと聞いたら、そりゃ法科大学院だと。個人のご意見だから、好みがあるのでしょうけれども。

栗山 いまのような声があるのはそうだと思いますけれども、その時に、法曹のというのをちゃんと認識されているかどうかという問題があって、法科大学院を出た人の8割は司法試験を受けて、司法修習してということまでわかった上で言っておられるのかどうか。そうではなくて、2年なり3年で大学院を出てそこでちゃんと鍛えられた人が、おっしゃったように企業の法務部門に限らず、将来の経営者として必要だというのは確かにあると

と思いますが、そういう人たちは一体ここでいう法科大学院へ行くのか、それとも法学研究科のほうに進むのかという疑問が出てくる。

木村 私は法律じゃないから少し気が楽なんですけれども、現実には8割は無理です。おそらくもっと低くなるんじゃないですか。そしてその中で、かなり激烈な競争が起こって、体力勝負みたいなことになって、すさまじいものになるんじゃないかと思っております。10年間ぐらいはシリアスな状況になるんじゃないか。

そういう状況にならなければいいんですが、文科省のほうでもあとは自由にやってくださいという話ですよ。第三者評価といっても、法科大学院の閉校を命令することなど、いまの日本の政治のパワーを考えると、できっこないんであって、結局のところ市場から自発的にリタイアしていくのを待つしかない。そうすると、結局、投資を回収するためにはどうのこうのという声が当然聞こえてくるはずですね。

だとすると結局のところ、法科大学院が発足したあとしばらくは非常にシリアスな状況になって、京都大学でも当然8割合格するなんて、そんな甘いことは考えていません。では、司法試験に合格しなかったものはどうなるんだろうと。司法試験は確か7月ですか。

磯村 5月ないし6月だと思います。

木村 卒業してから受けるわけですね。そうすると落ちた者はどうするのか。その時はもうすでに25~26歳で、ようするに転身がきかない、非常に難しい状況にあるわけですから、そのような者でももし企業サイドで重宝していただけるのであれば、それは非常にありがたい話です。しかしそれがあまりに重宝されだしますと、再び法科大学院の雰囲気、いまの法学部のように緊張感のないものになっていくということも考えられますね。

そこら辺り、たいへん気になることですね。

出水 いま木村先生がおっしゃったように、8割は絶対いかないと思いますね。司法研修所の教官が言うには、いまでもクラスに5~6人は、なんでこんなやつが通ったんだというのがいるというんですね。こういう話がありまして、「本当にそうなんですか」と聞いたら、「5~6人はちょっとオーバーにしても、1~2人が、2~3人はいますね」という話でした。

そうすると、いまの司法試験が果たしていいのかどうかという問題はありますけれども、法科大学院で3年やって使いものになるかということ、ちょっとわからない。いまNBLで、東大を出て、どこかの企業に勤めて、日本の司法の試験に合格して、日本で弁護士を少しやって、アメリカのコロンビアロースクールに現在留学している人が手記のようなものをずっと連載していますが、それを読むと、ものすごく猛烈な勉強をしていますよね。果たして法科大学院で同じようなことになるのかということ、どうでしょう。そういうことからすると、最初は無理やりやっても、木村先生がおっしゃったように、やはり最終的には合格率が下がる可能性もあるという気がしますね。

木村 法科大学院にはいった人は、国立私立を問わず、やっぱり猛烈に勉強するんじゃないでしょうか。

磯村 一橋のビジネススクールではやっぱりずいぶん勉強していて、本当に睡眠時間5時間ぐらいでやっているという話もあります。特に法科大学院の場合には授業料が高くなりますので、勉学態度は大きく変わることは期待できそうですね。

一番悩ましい問題は、法科大学院修了者が出た時から5年間、現行司法試験が併存するというので、仮にその合格者枠が1,000人あるとすると、トータル2,000人の合格者であれば法科大学院修了者からの合格者は1,000人だけということになってしまいます。

もう1つのひとつのあまり好ましくないシナリオですが、現在の法学部4年生のトップクラスが法科大学院を志望するかどうか必ずしもはっきりしないという問題があります。現行の司法試験の場合、とくに優秀な学生の多くは現役で、あるいはせいぜい2年ぐらい留年すれば合格しますので、法科大学院の高い授業料を払うよりは、現行司法試験に通るほうが手っ取り早いということにもなりそうなんです。

その推測がある程度当たっているとすると、最初の段階でなかなか優秀な学生をリクルートすることができにくいという問題は、どの法科大学院についてもあるだろうと思います。法務省でも新司法試験のあり方についての検討が始まったところですが、現行司法試験の併存による問題点を十分に考えておく必要があり、下手をすると、法科大学院制度自体にも悪影響を及ぼす可能性があるのではないかと考えています。

吉本 それは、文部科学省が認可申請に対してある程度これをコントロールするのか、あるいは設置基準を客観的な形で満たしていれば認可するのか、という問題にも関係してくると思うんですね。

かなり緩やかな形で認可が行われると、確かにおっしゃるように、ロースクールの学生定員も非常に増えますから、到底7割や8割という話にはならないというのがひとつあると思いますし、もうひとつやっかいな問題としては、予備試験というのがあって、原則は法科大学院を出ないと新司法試験を受けることができないわけですが、予備試験に合格すれば、新司法試験の受験資格を認めるということになっていて、その範囲がどの程度広いのかという問題がある。そこがかなり緩やかになってしまいますと、そちらのほうに学生が流れてしまうという心配があって、法科大学院としても対抗上、受験テクニックを教えないといけないということになる。そうすると、当初の理念から大きく外れてしまうのではないかと。

磯村 そこまで無事にたどりつけるかどうかはまず問題ですね。(笑)予備試験は司法試験がなくなってからの話ですが、それまでに法科大学院が確固たる制度として定着していれば、予備試験の枠を事実上限定的なものとするために、いくらでも取りうる方策があると思いますので、最初の3~4年というのが本当に大事だと思います。

木村 私もそれがおそらく、個々の法科大学院にとっても、それから法科大学院という制度全体にとっても、決定的に重要だと常に同僚には言っているんです。おっしゃるように最初の段階でパフォーマンスが悪ければ、必ずそれみたことかということになって、結局のところ、どうぞご自由にという感じになってきますからね。

いま法人化で大学の自主性というのが、一種のダブルエッジになっているわけですね。自主性に任せるけれども自己責任だと。それはまあそうなんだけれども、しかし教育というのはそれほどマーケットメカニズムに作用されているのかと、私なんかいつも申しあげているんですけども、なかなかそうはならん。むしろ文科省というよりも文教族というんですか、世の風潮といったほうがいいのかもしいかなんですが、そここのところのあおりを、法科大学院はもろに受けているという感じがするんですよ。

理系の場合だと、インフラ投資がなければ立ち上がりませんが、こちらの場合は事務的な投資、それぐらいですむんですからね。

三成 私たちが恐れているのは、そうしたマーケットメカニズムのもとで法科大学院の中で新たな序列化が出来上がるということです。一方には、司法試験の合格者が8割通すところも、9割通すところも出てくる。しかし他方には、2割しか通せないところも出てくると。こうした序列化がおそらく5年か6年の間にできるのではないかということです。結局、優秀な法科大学院には優秀な学生が集まって、そこを頂点とするピラミッドが出来上がっていくのではないかということです。

最初の1年目か2年目ぐらいでどれだけ多くの合格者を出すかでおそらく評価が決まって、多くの合格者を出した法科大学院には優秀な学生がさらに集まり、そうした法科大学院ではますます合格率が高くなっていく。そのような時に、4割とか5割の合格率しか出せない法科大学院が生き延びていけるかどうかはわからないでしょうし、私たちとしてはそのような法科大学院には少なくともなりたくない。そうすると、5年ないし6年で合格率8割というのは確かにフィクションなのかもしれないですけども、やはり結果を残さないと生き残っていけないのではないかと思うのです。

しかし、合格率が6割程度になった時にどうするのかです。もう勝負はしません、6割で結構ですという勝負の仕方もあるとは思いますが。先日企業の方とお話した時に「理学部や医学部から学生をいっぱいとったらいいじゃないか。それで知財の教育をどんどんやって、ロイヤーにならなくていいから知財に強い法律の知識をもった人を育てて企業に送り込んだらいいじゃないか」という話を聞きました。そこで「そんなことしたら司法試験に通らないじゃないですか。3割とか4割になっちゃいますよ」といったのですが、「それでいいじゃないか」というのが返答でした。そして「司法試験には5割しか通らないけれど、企業に知財に強い法律の知識をもった人を送り込むことができれば、企業としては大歓迎じゃないか」ということなのです。本当に企業に歓迎してもらえるかどうかはわかりませんが、「それもひとつの選択肢じゃないですか」と指摘されて、私たちもちょっとハツとしたんですね。そういうことは確かにあります。

ですから、法科大学院をどのような個性をもったものと位置づけていくかということになるのですが、大阪大学の場合、確かに知財をプログラムの中に入れていますが、これを最初から中心にすえて教育を実施したら、司法試験に通らないのではという危惧もあるし、本当にどう対応していったらいいか、まだちょっと見えないところがありますね。

木村 アメリカでは3万人ぐらい弁護士になるんですね。受験者が4万人ぐらいですか。実質的には競争はほとんどない。

松井 州によって司法試験の難しさは違います。カリフォルニアの合格率は50%ぐらいと、かなり厳しい。ただカリフォルニアでは弁護士事務所で働きながら、大抵2回ぐらいは受験させてもらえるんです。だから生活には困らないのと、そこそこのロースクールを出ていれば、2回もあれば大抵は通ると、そういう仕組みなんですけれども。日本の場合は法科大学院を卒業しても、仕事がないとなると、ちょっと苦しいですね。

磯村 そこで予備校を利用するということになるんじゃないでしょうか。法科大学院修了後の5年間に受験できるのは3回だけという制限がありますが、その範囲では、予備校が対応を考えるのではないのでしょうか。

木村 そういうふうに、滞留者が出てこざるをえない中で、潜在的な予備軍がどんどん増えていくわけですね。

松井 国全体の問題は、我々の手の届かないところですけども、大阪大学としても、なんとかその中で生き残っていけるようなものを考えたいと思います。

磯村 いまの問題とも関係するのですが、大阪大学の法科大学院構想では、未修者・既修者を分けずに入学者選抜を行うという方式を考えておられます。同じような方式をとる大学も少なくないんですが、その場合、たとえば法律試験は得意であると自分で考えている受験者の動向がどうなるかというようなことは、ある程度考慮されたんでしょうか。

松井 それはあまりやっていません。未修者と既修者を分けた場合、確かにそういう、自分は法律をきちんと勉強してきたという人がそちらに行くということはあるのですが、既修者の試験が難しくなると、逆に法学部を出ていても、未修者のほうで受験する人が増えるという可能性もある。いろいろ考え方はあるんですけども、ちょっとそこは読めないというのが正直なところですね。

磯村 法学部を出て、既修者ほどではないけれども純然たる未修者よりはかなりレベルが高いという学生が入ってきたときに、それが未修者の学生像にマッチするのかどうかという点と、他学部出身者と、法学部経由だけれど既修者枠では入らなかったという人が、同じ授業を同じ形で受けるのが、教育効果という点で問題がありそうですが、その点はどうにお考えなんでしょうか。

吉本 悩ましいところなんですけれども、一応我々の案では原則が3年コースでして、法学部出身者であろうとなかろうと、3年間できちんと勉強してもらおうということで考えています。

ただおっしゃるように細かく分析して考えると、やはり法学部出身者と他学部出身者とは、法律知識という点でも違うし、それを同じ授業でやっていいのかという問題はあるのでしょね。

松井 大阪大学の場合、法学既修者で短縮履修を認めていいのは、通常の法学部の成績で優がとれるような学生というように考えていますので、それは大体生徒の1割から2割

程度だろうと。多少法律の知識があっても、それより下のレベルの者はもう1度やり直しさせても、あまりかわらないのではないかと。そう考えているんですね。

磯村 そうすると、既修者と認められるためには、かなり高いレベルが求められるというイメージでしょうか。

松井 一応短縮履修についても、平均点が80点程度というのを大体前提にはしているんですけれども。

吉本 よその大学の例をみると、既修者の比率のほうが高いという大学もありますよね。ただ大阪大学の場合、むしろ未修者の比率を高くすべきだという意見のほうが強かったですね。

松井 合格率を確保するためには、できれば3年間教えたいと。だから出口のところで合格者を確実に出すためには、入口ところで絞る必要がある。我々の考えはそんなところですね。

磯村 初年度については、とりわけ現在の司法試験受験者がかなり受験するのではないかということもあって、そうすると学部の4年生だけを基準にするよりは、もう少し法律知識のレベルが高い学生が増えるように思うんですけれども、そういう見方はあまりされていないのでしょうか。

松井 適性試験で入学者を認めるという形になりますので、適性試験の合格率という点からいうと、あまり違いはないのではないかと思います。

磯村 現在の司法試験における短答式試験というのは国語の試験のようなところがあって、あれでいい点をとれる人は、適性試験の問題にも強いかもしれないですね。

松井 それはありうるでしょうね。

吉本 法学部を出たからきちんと法律を勉強しているわけではないというのは、大部分の学生についてはそうかもしれませんが、法科大学院の入試で学部成績を重視するというか、それも考慮にいれるということになると、法学部の学生で法科大学院にいこうとする人は、学部でも一生懸命勉強して、かなりレベルが高くなるという可能性はあると思うんですね。

磯村 もう1つ気になるのは、学部の成績を考慮するという場合に、GPAのような制度が普及していれば、大学間の格差を考慮した調整係数をかけてということも可能なんです。日本の場合には教員によってかなり配点の仕方が違うので、学部成績をどの程度考慮要素とすることができるかという、疑問符が付くところもありそうですが。

松井 とても悩ましい問題で、我々も現在検討している最中です。ただやはりある程度は調整係数をかけて調整したいなど。またできれば、クラスの中の上位何割以内の学生であったのかを聞きたいと思っていますが、大学によってはそうした成績の資料は出してもらえないかもしれません。

磯村 そうした資料はほとんど出てこないんじゃないでしょうか。阪大はお持ちなんですか。

吉本 もちろんデータとしてはあります。順位付けをしようと思えば、すべての学生について可能です。

木村 点数でつけるんでしょう。

吉本 点数でつけています。

磯村 他の大学の場合、A、B、Cといったランク付けではないでしょうか。

多胡 最低の基礎点を出して、それを85点なら85点の人は優と、74の人は良と。

磯村 私学の場合ですと、素点に関するデータはほとんどないように思います。

松井 ただアメリカに留学をする時には、必ず上位何%ですかというのを聞きますね。

磯村 どこまで厳密に書くかは幅があるかもしれません。

松井 将来的には成績も標準化して、ある程度基準になるものをつくれればいいと思っています。ただしばらくはちょっと試行錯誤的ですけども、調整係数をかけながらデータベース化をしていかざるをえない。データがたまるまで保てばいいんですが。

吉本 もうひとつ気になっているのは、入学者の選抜で、面接試験や筆記試験をしないで書類選考だけでやろうと考えているのですけれども、ちょっと無謀かなとも思い始めています。

磯村 1つ気になるのは、入学試験で小論文試験も実施しないという点ですが、例えば私どもでは、第1段階選抜は適性試験やその他の資料で行うけれども、第2段階の試験では小論文を書かせて文章力を見ようと考えています。

吉本 我々のところも、小論文か面接試験を行うことも一応視野には入れて議論をしています。しかし面接はちょっとしんどいかなと。

磯村 アメリカのLSATについても、各大学でどういう評価をするかは別として、アドミッションオフィスで、これは絶対だめだということと、これは絶対OKだというのは書類審査でやって、それでは判断がつかないものについてかなり細かくチェックして面接するとか、そういう方式があるようですが、書類選考だけで全部いけるかということ難しいところもあるように思います。

吉本 とりあえず願書だけ出しておけという人がたくさん出てくると、そうですね。

磯村 特に企業の方といろいろお話をすると、人物を評価するのに会わずにできるのかということをよくおっしゃっています。私どものところでも面接はちょっと無理ではないかと考えているのですけれども、その辺りはどんな感触なんでしょうか。

栗山 それはもう、やはり面接が一番多く用いられる方法でしょうね。ただ正式面接の前には、リクルーターの手で数を絞り込む。

磯村 法科大学院の目指す人材養成という場合、教養豊かな人材とかいった言葉が必ず出てくるんですが、法科大学院のカリキュラム自体では教養豊かな人材を育成する仕組みにはあまりなっていないようですし、「教養豊かな」というのはそもそも何を意味するんでしょうね。

木村 私の個人的な経験では、大学院の入試でも面接を1時間やると皆わかりますね。

かつて京都大学はそうだったんです。各人1時間で3名から5名の教員が面接する。そして設問はただひとつ、「君の一番得意なところについてしゃべってください」と。そうすると、3名か5名の教員の中でだれか1人ぐらいは、それにひっかかる専門を持っていますから、非常に深い内容のディスカッションができる。テキストブック的な知識というのはいっぺんに化けの皮がはげますから、研究者の場合には特によかったですね。

ただ法科大学院はちょっと性格が違いますから、どうでしょうか。大学の入学試験で、いまアドミッション・オフィス等々、面接をすることが流行になっていますが、あんなのはよするにファッションで言っているにすぎない。

多胡 面接をする場合、どれだけの応募者があるかにもよりますが、足切りをどこかでしないとやっていけませんよね。

吉本 100人学生をとる面接だったら、少なくとも100人以上面接しないとイケない。そうすると、マンパワーの面でも無理なような気がします。

松井 入学しても、十分な能力がない人は結局単位がとれませんから、入学させてから振るい落とすというの、ひとつの考え方かなという感じはします。

三成 アドミッションに関して、私たちがよく議論しているのは事務組織の問題です。入試事務、アドミッションを現員の事務スタッフでやるというのはかなり無理があります。そうするとプロを雇わないとアドミッション・オフィスなどは維持できないわけですが、財政的な問題とかいろいろなことを考えると、それだけで憂鬱になります。(笑)

ただとりあえず事務組織がしっかりしていれば、面接するといってもかなりスムーズにできると思います。それを教員で全部やるとなると、とてもできませんが。

松井 阪大法学部の場合、企業に就職する者が半数を占めるんですね。今後のあり方として、現在のままの法学部を維持したほうが企業の立場からみるといいのか、それとも東京大学のように、法学部なんだけれども、ダブルメジャーのような形で、政策的なものやマッチングさせるとか、あるいは経済学部等と合体するとか、いままでにないものを模索する方向に進むべきなのか。企業の立場からみたらどうなのでしょう。

栗山 企業の人に直接聞いたりする機会は今回なかったのですが、先ほどからの議論でも、法科大学院なり法曹という話がメインで、法科大学院に行けない者が法曹を目指さないで企業にはいるという、そういうレッテル貼られると、採るほうとしては非常に困る。企業にはいる学生も同様に困るということになりはしまいか。

松井 法学部と法科大学院は、一応別のキャリアというふうに考えているんですが。

栗山 法学部は法曹にならない者にとっても、やはり必要だと思います。私も法学部出身者だから言うわけじゃないけど、法学部出身者と経済学部とではちょっと違う。法学の素養は経営者としても重要な要素になると思う。それが否定されてしまい、法科大学院に進まない、法曹にならない法学部の学生はいわば落第生だといったような感じになると非常にまずいと思いますね。

磯村 本当に悩ましい問題で、答えが全然出ないんですけども、いま法学部の人気

高まっているのは、明らかに法科大学院設置の動きと連動していると思われます。おそらく大阪大学と神戸大学ではあまり状況はかわらないと思いますが、1年生段階で学生に将来の志望を聞くと、法曹になりたいと。しかし現在は司法試験が難しいので、どんどん脱落していく。そういうパターンなんですね。

そうすると、法学部に入学した多くの学生は当初は法科大学院を目指して、しかし途中でなんらかの理由で志望を変更して別の進路を目指すというパターンが、今後も多くなるのではないかと思います。

それだけに1年次における法学部教育というのは非常に大事で、神戸大学では「複層化・複線化」という言い方をしているのですが、1・2年段階で法律系および政治学系の基礎的科目を幅広く履修させて、自分が何に向いているかを選択させた上で、法律系に進むという人は、3年次や4年次に法律をもう少しちゃんとやる。政治・国際系に進みたい人はその専門科目を中心に勉強する。社会に出て一般企業等で活躍したい人は、従来の実定法科目とは少し違って、社会の中で法律がどのように機能しているのかを学べるような科目を履修する。従来のような体系を重視した教え方から、いろいろなトピックを幅広く実践的に学ぶというような選択肢もありうるのではないかと考えています。

さらに難しいのは、学部における実定法教育のあり方と直接関係するんですが、法学既修者として法科大学院に進学したいという学生層のニーズをどう受けとめるのか。大阪大学の場合には既修者というのが例外になるようですが、法科大学院における授業料のことを考えると、2年間で修了できることが最初から制度的に可能となる法科大学院を目指すという学生諸君もかなりいると思うんですね。

例えば、かりに京都大学と神戸大学では既修者枠が別個に設けられて、比率的にもその枠が結構大きいという場合に、法律にかなり自信を持っている大阪大学の学生諸君がどの法科大学院を目指すかという問題がありそうで、法学部教育でこれにどう対応するかは非常に難しいと思うんですね。

神戸大学では、当初、未修者3年の課程が原則であり、法学部の3年終了時に法科大学院の未修者に進学させるとというのが一番いいのではないかという構想を考えていました。既修者コースが広く認められる中で、その方針を貫くことは難しく、当初の理念を修正したところがあるんですが、その点についてはどのような方向を最終的には考えておられるのでしょうか。

吉本 法学部と法科大学院のつながりをどのように構築していくのかという問題になるわけですが、ちょっと悩ましい問題ですね。

松井 独立研究科にするとか、しないとかいった問題は別として、教員数からいっても現在は50名しかなくて、増員が仮に認められたとしても、法学研究科で実働可能な教員数は、大阪大学の場合、残念ながら神戸大学と比べても非常に少ない。ですから法学部で企業にいく人向けの政策的な授業と、法科大学院にいく人のためのより高度な法律科目を2種類すべて用意できるかというところと難しいところがあって、そこがちょっとまた頭が痛い

ところなんですね。理想的には両方ともやれるのであればやりたいという気持ちはあるんですけども。

木村 僕はいつも文科省の人にいうんですけども、法科大学院と法学部というのはおのずから性格が違う、やはり法学部の使命はジェネラリストの養成だろうと。法科大学院はスペシャリスト。社会科学、つまり社会という複雑系を扱う学問では、ジェネラリストとスペシャリストは車の両輪だと思うんです。

社会における知というのを私もかつて勉強したことがあるんですけども、結局、いわゆるトップエグゼクティブというのは、スペシャリストの言うことのわかるジェネラリストなんですね。

だから学生の意識はともかくとして、社会が法学部の卒業生を法科大学院の卒業生よりも劣ると考えるようなことは、決してないと思うんです。これから30年後の企業のトップエグゼクティブの出身階層をみたとしても、法学部出身者がまだかなりのウェートを占めているのではないのでしょうか。

よく法科大学院ができれば法学部はなくてもいいとか、うんと縮小しても構わないと言われていますが、法科大学院と法学部との接点を見つけるのは、確かに非常に難しいとしても、社会的なニーズとしては、ジェネラリストの必要性を、もう一度声を大にして言う必要があると思うんですね。

だから法科大学院を法曹のスペシャリストの養成機関としてつくるのは大いに結構だけれど、だからといってジェネラリストはいらないというような議論は、まさに社会の本質を見失っている議論だと思います。

にもかかわらず現実になにを教えるかということになると、非常に難しい。京都大学では、おっしゃったようなところまではまだ割り切っていないですね。

僕は政治学だから、もうひとつの研究科構想にたいへん興味をもっております。大阪大学の案はきわめて斬新なもので、研究者は研究者養成コースを前期課程の時から選んで、そうではない高度専門職業人はまた別のところにいくんだという従来の案とは違うわけです。

私自身は個人的にはこの案はなかなか魅力的だと思っております。京都大学でも私自身はこうした方法を主張したんですけども、必ずしもマジョリティーじゃなくて、私たちのほうはやはり研究者養成のためには、最初からそのためのコースをおそらくつくることになると思うんです。そして高度専門職業人の養成はこれまで専修コースでやっていたんですけども、それをもう少しバージョンアップしていくというふうに、やはり2本立てになるんでしょうね。

あいつ勝手なこと言っているって、我が同僚が読んだら怒るかもしれないけれども、大阪大学のようにしないと、高度専門職業人養成コースは二軍コースになっていく危険があります。この意味では、ずっと読ませていただいて、「あっ、僕もまったくこれと同感だ」と思いました。(笑)

確かに、法制史だとかローマ法だとか、そういうのを専攻したいという者はもうはじめから、マスターでも集中して勉強する必要があると思うんですけども、私がやっている政治学なんかは25~26歳で専攻を決めればいいんだから、それまでは幅広くやったほうがいいという意見です。

だけど私たちのところでは結局それは少数意見に終わって、制度設計には結びつかなかったですね。そういう意味では、僕は大阪大学の案は個人的には非常にアンビシャスな案だと思っています。もっとも私たちのところでも高度職業人養成コースが二軍にならないように、カリキュラムと履修方法に大幅な改善をなしました。はたしてどちらの方法がうまくゆくかは、今後の運営方法に左右されるでしょう。

多胡 立ち入って申しわけないんですが、その按分と言いますか、研究者養成コース的なものと専修コース的なものを分けますよね。その場合の比率みたいなものは。

木村 いまのところ、私たちのところでは30対15です。30名が高度専門職業人。職業人のリカレント教育もここで行ないますが、ただ不景気になってくると10名確保するのがせいっぱい。もちろんそういう人たちには法科大学院の展開先端科目等々も聞いていただきます。そうでないと、法律なき専修コース的なものは企業にとってもあまり魅力はないでしょうから。だけど法科大学院にいれるわけにはいかないわけです。30名本当に確保できるのかという意見もあるんですが、いまのところ専修コース50名で志望者が300名くらいおられますから、まあ志望者が200名くらいに減ってもとれるんじゃないかと思っております。いかに二軍にならないかということですね、問題は。

多胡 現在300名の応募者。

木村 ええ300名くらいです。だけど非法律家のための高度専門職業教育というのは、どこまでいっても焦点が定まらないんです。そこがおもしろいところで、またしんどいところでもある。私たちのところも、カリキュラムを作成するプロジェクトチームをつくったんですけど、1年間本当に一生懸命やっても、結局のところこれだという定番は見つからなかったんですね。

それは社会における知の宿命だと思うんですね。むしろ法律学が特殊です。法律学というのは、非常に体系的で、かつスペシフィックで微細な知識を要求する学問ですから。

磯村 本来の、とりわけ実定法関係の研究者養成というのはどういうイメージでお考えでしょうか。

三成 そこはやはり議論になるところです。私たちも最初は実定法分野に関しては法科大学院を出た人が博士後期課程に入ってきて、それから研究者になっていくというように、割り切って考えていました。そうすると、法学研究科の教育はそれほど実定法に集中しなくてもいいのではないかと。

ただ実定法の教員には、それ以外の学生もやはり来ると考える人もいて、前期課程でも実定法に関わる基礎的な教育をやる必要があるので、ドラスティックには変えられないという意見が出てくるわけで、そのために折衷案という感じになっているといえます。

木村 しかしそういう人たちは、大学院を修了しても、就職先がないんじゃないですか。

三成 と、私たちも思います。

木村 法科大学院を出ていればいいですけどね。出ていないと。

三成 ただ、法科大学院の出身者については、外国語であるとか、実定法の解釈にしても、本当の意味での解釈学の研究というものを、法科大学院にもよりますけれども、本当にやれるのかという疑問は常につきまとうわけです。

木村 それは私たちのところでも常に問題になっています。だけど私は、おのずから法学の研究スタイルも変わってくるだろう、いままでのような比較法的な視点とはもう少し違ったものになるのではないかと思っています。

三成 我が国の法律学は、やはり基本的には比較法学だと思います。そのようなあり方から脱却するというのであれば、法科大学院だけで実定法教育と研究者養成の両方をやるという選択肢もありうると思いますが、はたしてそれでいいのか、ということです。

磯村 おそらく2つ違う問題があって、ひとつは法科大学院を修了し、新司法試験に合格した者が後期課程に進学してまで研究者になってくれるかのという問題です。それが望ましいコースの一つであったとしても、例えば法科大学院修了者を助手に採用する制度を広げるとか、そういった工夫が必要になるのではないのでしょうか。

しかし他方、木村先生もおっしゃったように、いい研究者になろうとする者は、法科大学院が設置された大学への就職を希望すると思いますが、そういうところは法曹資格を持っていない実定法研究者を教員としてまず求めないでしょう。したがって私どものところも、前期課程における実定法教育というのは、留学生中心で、実定法の日本人研究者養成は法科大学院を経由した者でないと、実際上ありえないという割り切り方をしているんですが。

木村 私たちのところもそうです。だから法律の場合はおそらく法哲学等々も法科大学院経由になってくるんじゃないかという感じがします。そうすると、政治学だけが取り残されることになる。さてどうするか。(笑)

磯村 私どもでは、政治・国際系については従来の研究者コースをそのまま維持するという考え方をしています。

木村 公共政策的なことはおやりにならない。

磯村 いろんな状況の中で、我々がただちにその方向で動くのは難しいかなということがあります。

木村 私たちのところは、政治を2つに分けまして、公共政策的なもの、従来型の研究者養成をめざすもの、後者を私たちは法制理論と名付けているんですけどもそこには法科大学院になじまない法律科目も入ります。私はどこへいくかという、公共政策ではお呼びがかからないものだから、法制理論に行く。(笑)座布団ひきに行くかって、言っているんですけどもね。

また公共政策では、例えば国際法など必ずしも法科大学院ではメジャーにならないも

のも含まれますし、あるいは公務員養成も念頭においております。ただ公務員の場合、出口がわからない、つまり従来通り学部卒からとるのが、それとも大学院卒を要件とするのか検討中ですから、軽く考えるとえらい目にあいますけれども。そのようなものを一応やるうかなと考えています。

この点では、大阪大学の案は大変魅力的です。前期課程は研究者養成も高度専門職業人も分けずに一本でやる、その中で切磋琢磨してできるいい学生を、あるいは研究に向いているものをドクターコースに入れる、研究に向いてない人も、おそらく前期課程のレベルがたいへん高くなるはずですから、企業でも通用する。もっとも私たちのところでも、公共政策を経て研究者への道もひらいておりますが。

それから私たちは企業向けの人材養成をも考えております。その際今後企業向けの売りのひとつになるのは、外国語だろうと思っているんです。日本で外国人教師をたとえ3人雇っても、おそらく外国語の能力は、話したり、聞いたりする面ではそれほど向上しないでしょうけれども、少なくとも外国人教師の授業では、外国語でレポートを書かなければならない。その過程で少なくとも外国語を書く能力に限っては相当向上するはずで、私たちはそういうふうに、外国語を位置づけています。

磯村 外国語を習得するのは、むしろ学部段階かなという気がするんですね。実定法の負担が軽くなる分だけ、むしろ時間的には余裕ができてきて、それが可能になる。語学はおそらく法科大学院を修了してから後期課程で始めるというのではむしろ遅過ぎるようになると思います。現在は学部段階での外国語教育、とくに第二外国語教育の重要性が軽視されているのではないのでしょうか。特に将来研究者を目指すような人に対しては、そういう可能性を学部段階で提供して、そこでやっておかないと間に合わないという気がするんですね。

研究者が養成できないというのは、どこの大学でも悩ましい問題です。実務家が学生として大学院にきたり、あるいは実務家の優秀な方が大学の法学部や法科大学院に就職するということが多くなると思うんですが、外国の立法動向等を正確にフォローできるという研究者がいなくなると、法律の立案段階における関与という点でも学界のパワーが失われることになるのではないのでしょうか。そういう意味では、単に解釈論における研究レベルの問題だけではない話だと思います。

小嶋 30分も時間を延長してしまい申しわけございませんでした。タイムスケジュールが限られた中で、しかも私どもの場合、人的なリソースにも限界があり、これからまだまだ考えていかなければいけないことが数多くあるわけですが、きょうはおかげさまで貴重なご意見をお伺いすることができました。きょういただいた評価やご意見は、今後私どもが法科大学院や法学研究科、法学部のあり方を考えていくにあたって、ぜひ活かしていきたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

## 参考) 事前配付資料

### A 「大阪大学法科大学院構想」

#### 1 基本理念

司法制度改革審議会意見書に沿い、「司法が 21 世紀のわが国において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立すること」を目指し、「高度の専門的な法知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で厚い層をなして活躍する法曹」を養成するため、「法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクール」として、新たに「大阪大学法科大学院」を設立する。

大阪大学法科大学院における教育は、新しい司法試験に合格して法律家となるのに必要な「プロセス」として法曹養成を図るに足りるだけの専門的な法律教育及び実務教育を行うこととし、その教育方法は少人数のクラスを基礎とした「双方向的・多面的」な授業によるものとする。

とりわけ大阪大学法科大学院の特色として、次の 2 点を前面に出したい。

すべての授業を少人数で行う方針を貫き、1 クラスが 30 人前後となるようにした上で、演習を基礎とする対話的な授業を重視する。

教育内容の面では大阪にふさわしい企業や取引などを中心とする「ビジネス法」に力点をおく。

また、大阪大学法科大学院においては、このビジネス法重視の方針をカリキュラムにも反映させ、後述(3-3 新規プログラム)のとおり個別のプログラムを作り、学生に選択の幅を与えるとともに、大阪大学全体、関西の法曹界そして経済界とも強く連携していくことを目指したい。

#### 2 設立形態

##### 2-1 設立形態

大阪大学法科大学院は専門職大学院とし、その設立形態は独立研究科とする。

法科大学院の設立については、法学研究科のなかに設置する考え方も示されているが、独立研究科として設立するのが望ましいと考える。その理由は、以下のとおりである。

法科大学院は専門職大学院であり、その教育のあり方は、既存の法学研究科とは大きく性格が異なっている。それゆえ、法科大学院を法学研究科内に設置した場合、研究主体の法学研究科のなかに教育主体の法科大学院が混在することとなり、研究を目的とする学生と専門職教育を受ける学生が同一の研究科内に混在し、カリキュラム上も両者が混在することとなる。このことは、無用な混乱を招くだけでなく、研究を主体とする法学研究科の本質に誤解を招く。

法科大学院のカリキュラムや運営は、高度の独自性をもっており、基本的に法科大学院の専任教員によって行われるべきだと考えられる。そのため、法科大学院の設置に当たっては、十分な組織及び運営上の独立性が求められるとの方針が示されている。実際、法科大学院の教育内容については、裁判所、検察庁、弁護士会などとの連携が必要であり、外部評価も受けなければならない。このことを考えても、法科大学院の運営は、法科大学院長を中心に執行部体制をとって行うのが望ましい。法科大学院は法学研究科の協力なくしては立ち上げることは困難であるが、法科大学院を法学研究科の中に設置した場合にはこのような独自性を確保することは困難である。このことから、独立した研究科として樹立することが望ましい。

法科大学院を独立の研究科とすることによって法科大学院が単なる法学研究科内の組織であるにとどまらず、全学的な組織であることを明確にすることができる。法科大学院は、独立研究科として設立することによってこそ、法律に係る専門職大学院として、大学全体にも寄与しうるものであると同時に、大学における産業界との連携にも貢献することができる。

以上の理由により、法科大学院は独立研究科として設置することがぜひ望ましい。

## 2 - 2 修業年限

修業年限は3年を原則とし、第1学年履修科目についてすでにこれを履修したのと同等の法的知識と技能を持つものと法科大学院が認めた学生については、一定の単位数を限度に履修したものと認め、2年もしくは2年半での修了を認める。これは、法科大学院に入学する時点で、第1学年履修科目を履修したのと同等の法的知識と技能を持つと認められる者について例外的に短縮履修を認めたものである。ただし、法学ないし法律学修了者すべてを短縮履修とするのではなく、あくまで法科大学院の第1学年履修科目ごとにこれを履修したのと同等の法的知識と技能を持つものだけに短縮履修を認めることとする。

## 2 - 3 学生定数

1学年の入学定員を、100名とする。多様な分野における教育を受けた学生を積極的に受け入れるため、学部段階で法学ないし法律学を専攻した者以外の学生をさしあたり最低

おおむね 30 名は確保する。

これは、法科大学院での教育には多様な学生を受け入れた方が望ましいという考え方に基づくものであり、法学部で法学ないし法律学だけを学んできた学生だけでなく、学部で法学ないし法律学以外の領域を専攻した学生を確保するための措置である。ただし、当面入学を希望する学生が圧倒的に法学部卒業者となるであろうことを考え、「さしあたり最低」の目標として法学ないし法律学以外の履修者を 30 名とすることとする。

#### 2 - 4 法学研究科の学生定数の削減

なお、法科大学院を設立するため、現状の法学研究科の教員定員 51 名から、16 名を法科大学院に移籍させる。これに応じ、法学研究科の前期課程の学生定員を 1 学年 56 名から 35 名とし、後期課程の学生定員を 1 学年 29 名から 12 名とする。法学部の学生定員は変更しない。

### 3 組 織

#### 3 - 1 教員組織

法科大学院は、専任教員 30 名によって組織する。そのうち、常勤の専任教員を 26 名とし、非常勤の専任教員を 4 名とする。常勤の専任教員 26 名のうち、法学研究科から移籍する 16 名で不足する 10 名分の増員を要求する。

「法科大学院の教育内容方法等に関する研究会」の「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ骨子(案)」に基づき、学生 15 名に対し教員 1 名の基準を適用すると、法科大学院の 1 学年の入学定員を 100 名とした場合、教員定員は 20 名となる。それゆえ専任教員数が少なくとも 20 名あれば法科大学院を発足することができる。しかし、これはあくまでミニマムの要件にすぎない。設立される法科大学院の教育は厳しく第三者評価を受けること、法科大学院の教育成果は司法試験の合格によって客観的に判断されることを考えると、このミニマムの要件をクリアするだけでなく、きちんとした数の専任教員をそろえることが不可欠と考えられる。

実際、基礎科目を講義するためには、最低、憲法 2 名、行政法 1 名、民法 5 名、刑法 2 名、商法 3 名、民事訴訟法 1 名の計 14 名の非実務家教員が必要であり、しかも、法科大学院では、より専門的・応用的な科目についても講義することが求められており、法学研究科の協力を得るとしても、常勤の非実務家専任教員を最低 24 名程度確保することが必要と考えられる。このうち、六法科目の 14 名以外は六法科目以外の教員を必要度の高い度合いに応じて採用する。

### 3 - 2 実務家教員の必要性

法科大学院では、質の高い法曹を要請するために、プロセスを重視した実務教育が重視される。とりわけ、現在の司法修習期間が1年に短縮されることとの関係で、法科大学院において、基本的な実務技法の習得が不可欠となるため、実務に熟達した現役の判事および検事による講義が必要不可欠である。のみならず、これらの実務家教員の一定数は、常勤の専任教員として、広く学務関係事項への関与と指導も求められ、法科大学院におけるすべての実務系科目について、教材作成および講義の実施ないし監督を担当する。したがって、30名の専任教員のうち、最低実務家教員が2割、それゆえ6名が必要であるが、より実践的な教育を行うため、常勤の専任教員2名と非常勤の専任教員4名の合計6名を実務家教員とし、そのうち常勤の専任教員は、民事訴訟法及び刑事訴訟法の担当者を中心とする。

### 3 - 3 新規プログラム

大阪大学法科大学院では、「ビジネス法」に力点をおいて教育を行うこととし、具体的には以下の3つのプログラムを作って、学生に選択の幅を保障したい。

#### *知的財産法プログラム*

知的財産保護の具体的な仕組みと紛争の処理、国際的な知的財産権保護の仕組みなど知的財産をめぐる諸問題を学ぶプログラム。とりわけ特許に関する諸問題を重視し、化学、薬学、医学など他の分野の専門家の協力を得て、特許申請の実際や特許に関する法的諸問題の解決を実践的に学ぶ。

#### *企業関係法プログラム*

企業取引、買収・合併、倒産処理、裁判外紛争処理など企業の活動に伴う様々な法律問題を系統的に学ぶプログラム。

#### *起業支援法プログラム*

ベンチャー・ビジネスの立ち上げ、環境保護規制など行政規制への対処、税制上の措置、情報通信・バイオ・遺伝子工学など最先端領域における企業活動をめぐる法律上の諸問題など、主として起業や新規企業の支援となる法的知識を学ぶプログラム。コンピューターサイエンス、薬学、医学などの他の分野の専門家の協力を得て、具体的な法的諸問題の解決を実践的に学ぶ。

### 3 - 4 新規増員要求

そこでこれに併せ、それぞれ六法科目等を教えることができる上に、特に下記の法分野に関する科目について授業を行うことができる教員を採用できるよう、新規教員ポスト10名を要求する。

知的財産法	A D R
経済法	情報法
金融法	刑事システム論（刑事訴訟法）
企業法務	税 法
コーポレート・ガバナンス	環境法

### 3 - 5 法学研究科の教員の協力と非常勤講師

これら専任教員で担当し得ない講義科目は、法学研究科の教員の協力を仰ぐとともに、科目別の非常勤講師を依頼する。それに伴い、十分な非常勤講師枠を求める。

### 3 - 6 ファカルティ・デベロップメント（F D）

法科大学院における教員は、高度な学問研究知識を持ちつつも、実務に通じていることが望まれる。これまで法学研究科においては、必ずしも十分な実務との連携が築けなかったことにかんがみ、法科大学院においては、実務家教員との共同授業等を通して、教材開発から授業の実施にいたるまで実務家教員の持つノウハウの摂取に努めるとともに、逆にこれまで教育経験をもっていなかった実務家教員には大学教員の教育上のノウハウの取得を促進する。さらに、法科大学院の教員には、実務への積極的な関与を奨励し、訴訟への関与や、大学が法人化され弁護士活動に道が開かれた場合は法科大学院における教育運営に支障の出ない範囲において弁護士活動を行うことを奨励し、実務的知識の取得に努める。将来的には、新司法試験に合格し、司法修習を終えて実務経験をつんだ者を教員として積極的に採用する方向で検討する。

また、教員による教育的効果を高めるため、学生による授業評価を実施し、その結果を授業の計画・実施に役立てることを考える。また教育経験が浅い若手の教員の授業については、教育経験の豊富な教員がアドバイザーとしてつき、教材の準備から授業の実施の方法についていろいろ助言を受けられる制度を導入する。さらに授業を外部の者の視察に開放する制度をもうけ、各教員について外部の者の評価を参考にする機会を与える。授業の方法などに適切でないと思われるような点があれば、是正の勧告なども行う。

他方、法科大学院が専門職大学院であることから、職業専門的な教育が第1次的であるとはいえ、その教育が高度な学問研究的知識に裏付けられていることが必要であることは否定できない。そのため、法科大学院教員による教育にはT Aなどを積極的に活用してきめこまかな教育効果を実現しつつ教員個人の負担を制限し、学問研究のための十分な時間を確保する。さらにサバティカル制度を導入し、5年に1度半年程度のサバティカルを認める。さらにこのような研究成果の公表にも力を注ぎ、専門的法律雑誌(紀要)の出版、寄稿を奨励する。

### 3 - 7 法科大学院の教員組織

法学研究科から法科大学院へ移籍（16名）

憲法（2）

民法（4）

刑法（2）

商法（3）

民訴法（2）

行政法、知的財産法、経済法（各1）

ポスト増員分（10名） 3 - 4

## 4 設置場所

### 4 - 1 独自の施設の必要性

法科大学院には独自の施設が不可欠である。これは、法科大学院の授業が少人数の双方向的な授業であるため従来の大教室では授業に適していないためである。大阪大学法科大学院では30人クラスの授業を多く予定しているため、セミナー形式の教室が多く必要となる。また、実務的な教育を予定しているため、模擬法廷などの施設も不可欠である。さらに学生が十分授業の準備をするためには夜間開放の専用の図書室兼学習スペースが必要となる。

### 4 - 2 設置場所

このような法科大学院法の教育については、裁判官、検察官、弁護士との連携で実務的教育を行うため、可能であれば裁判所・検察庁、弁護士事務所により近い大阪市内にキャンパスをもつことが望ましい。しかし、法学研究科との協力が不可欠であることを考えると、法学研究科のある豊中キャンパスに設置することが現実的である。

それゆえ豊中キャンパスに法科大学院独自の建物の設置を要求するとともに、中ノ島センタービル内の部屋をサテライトとして要求することが必要である。

豊中キャンパスに施設を設置する場合、法学研究科とは別個に施設を設置することが望ましいが、なおかつ法学研究科との連携が可能であるような場所が望まれる。この場合、通常の授業は豊中キャンパスの教室で行い、実務家教員による授業の一部などをサテライトで行うこととし、サテライトは、実務家再教育のためのセミナーや、集中セミナーなどにも利用する。また、遠隔講義を活用し、主として実務家による授業を映像によって豊中キャンパスに送信し、学生が豊中キャンパスで授業を履修できるようにする。さらにプログラム支援企業に対するカウンセリングルームを開設し、法科大学院・法学研究科の保有する法律資料の検索・利用を認め、支援企業との連携の場とする。

## 5 入学者選抜（アドミッション）

### 5 - 1 アドミッションの概要

法科大学院へのアドミッションは、大学を卒業若しくは卒業見込みの者ないし法科大学院においてこれと同等の知識を有するものと認められた者に申請資格を認め、法律を学び法律家となる適性を有しているかどうかを審査して判定する。審査は書面により、法律の知識は問わない。筆記試験を行わないこととする。法科大学院入学適性試験の得点も考慮するが、その得点だけによる選別は行わない。多様な学生を確保するため、経歴や経験などを重視する。

評価の対象とするのは、以下の文書である。

法科大学院入学適性試験(日本版 L S A T)の成績  
学部の成績  
出願理由書  
推薦状

評価の基準及び方法は、別紙 1 に記す。

### 5 - 2 短縮履修希望者のための履修認定試験

短縮履修を希望する受験者には、あらかじめ願書提出時に履修認定試験受験希望を申し出させ、入学選考ののち、合格者のうち履修認定試験受験希望者についてのみ履修認定試験を実施する。履修認定試験は、あくまでアドミッションの決定後に行い、アドミッションにおいては法的知識の有無は問わないことを明確にする。

履修認定試験においては、法科大学院第 1 年次履修科目である憲法、民法、民事訴訟法、刑法の 4 科目について、法科大学院第 1 学年の授業を履修したと認めることのできる十分な知識と能力を有しているかどうかの試験を行う。試験は、筆記試験により行う。履修認定の希望者の試験においては、単に法律学の知識を有しているかどうかだけでなく、法科大学院における授業を受けたのと同等の分析力・実務能力を習得しているかどうかを重視する。

評価の基準及び方法は、別紙 2 に記す。

履修認定試験に合格した者は、その科目について 1 年次の科目を履修したものとみなし、2 年次の科目の履修を認める。したがって、3 年の履修期間にもかかわらず、短縮履修希望者は 2 年又は 2 年半の履修で卒業が認められることになる。

## 6 カリキュラム

### 6 - 1 オリエンテーション・プログラム

法科大学院における教育をより実効的に行うため、すべての入学者に、オリエンテーション・プログラムへの参加を求める。法学未修者には、法律に関する入門的な内容を中心とし、すべての入学者に卒業後の進路等についての情報提供を行う。

### 6 - 2 カリキュラムの基本方針

法科大学院における授業は、以下の基本方針に基づいて行う。

授業は、セメスター制で行う。

少人数教育を貫くため、すべての授業について1クラス30人前後を目途とし、それを超える場合は複数のクラスを設ける。

授業の方法は、すべて双方向的対話的な授業とする。講義は出席をとり、座席指定制をとる。講義には予習をして出席することを求める。授業の方式は、事例を用いながら理論の習得を目指す方式とはじめから事例から出発し理論を自分で組み立てさせる方式のいずれでもとれるようにし、各教員の選択に委ねる。その場合、1年次で基礎科目をひとつおき教育し2年次から事例をいれた演習方式にする方式と、分野をわけて1年次から事例中心の演習方式とする方式の二つが考えられるが、各分野で協議して最善の方法を考えることとし、カリキュラムの上では、どちらの方式でも、また双方でもとれるような形とする。

1年次は、基礎科目及び基礎実務科目とし、必修とする。2年次は、基幹科目及び基礎選択科目とし、基幹科目は必修とする。3年次は基礎選択科目及び応用選択科目とする。

卒業必要単位数は96単位とし、必修科目単位数68単位、選択科目及び応用選択科目単位数28単位とする。短縮履修の学生の場合は、第1年次の履修科目のうち、憲法6単位、民法14単位、民事訴訟法2単位、刑法6単位のうち、すでにその科目を履修したものと認められた限度でこれらの科目を履修したものとみなし、66単位の履修を必要とする。短縮履修の学生も1年次生として入学し、すでに履修したと認められた単位に相当する単位数について2年次配当の科目の履修を認める。なお、中央教育審議会の法科大学院の設置基準によれば、卒業必要単位は93単位以上、短縮履修の場合は63単位以上とされている。

必要な単位数を所定の成績で履修した学生は、卒業を認め、最終試験ないし修士論文は要求しないこととする。

## 6 - 3 カリキュラムの具体的内容

### 授業科目の分類

#### a 法律基本科目群

公法系 ( a 1 )      民事系 ( a 2 )      刑事系 ( a 3 )

#### b 実務基礎科目群

#### c 基礎法学・隣接科目群

#### d 展開・先端科目群

1 年次 ( 基礎科目—法律家となるための基礎的な科目。すべて必修 ) 34 単位

#### 第 1 学期

法理論 ( 2 単位 )( c )

公法 1 ( 4 単位 )( a 1 )

民法 1 ( 4 単位 )( a 2 )

民法 2 ( 4 単位 )( a 2 )

\* 法実務基礎 1 ( 2 単位 )( b )

#### 第 2 学期

公法 2 ( 2 単位 )( a 1 )

民法 3 ( 4 単位 )( a 2 )

民法 4 ( 2 単位 )( a 2 )

民事訴訟法 1 ( 2 単位 )( a 2 )

刑法 1 ( 6 単位 )( a 3 )

\* 法実務基礎 2 ( 2 単位 )

### 2 年次

1 ) 基幹科目      法律家となるために必要な科目であり、基礎科目を履修してから履修すべき科目。必修      30 単位

公法 3 ( 2 単位 )( a 1 )

公法 4 ( 2 単位 )( a 1 )

民法 5 ( 2 単位 )( a 2 )

商法 1 ( 2 単位 )( a 2 )

商法 2 ( 6 単位 )( a 2 )

民事訴訟法 2 ( 2 単位 )( a 2 )

民事回収法 1 ( 2 単位 )( a 2 )

民事回収法 2 ( 2 単位 )( a 2 )

刑事訴訟法 ( 6 単位 )( a 3 )

\* 法曹倫理 ( 2 単位 )( b )

\* 模擬裁判 ( 2 単位 )( b )

2 ) 基礎選択科目      基礎科目を履修したあと関心や必要に応じて学習すべき基礎的な選択科目。選択      8 単位以上 12 単位まで

公法 5 ( 2 単位 )( a 1 ) +

民法 6 ( 2 単位 )( a 2 ) +

民法 7 ( 2 単位 )( a 2 ) +

商法 3 ( 2 単位 )( a 2 ) +

商法 4 ( 2 単位 )( a 2 ) +

刑法 2 ( 2 単位 )( a 3 ) +

比較憲法論 ( 2 単位 )( d )

行政救済法 2 ( 4 単位 )

地方自治法 ( 2 単位 )( a 1 )

税法 ( 4 単位 )( d )

国際法 1 ( 2 単位 )( d )

国際法 2 ( 2 単位 )( d )

国際私法 1 ( 2 単位 )( d )

国際私法 2 ( 2 単位 )( d )

国際取引法 ( 2 単位 )( d )  
 労働法 ( 4 単位 )( d )  
 経済法 ( 4 単位 )( d )  
 知的財産法 1 ( 4 単位 )( d )  
 知的財産法 2 ( 4 単位 )( d )  
 法理学 ( 2 単位 )( c )  
 比較法史 ( 2 単位 )( c )  
 法社会学 ( 2 単位 )( c )  
 \* ロイヤリング ( 2 単位 )( b )

+ は、短縮履修者による履修が望ましい授業科目

### 3 年次

基礎選択科目及び応用選択科目 年間 28 単位以上 36 単位まで選択

- 1 ) 基礎選択科目 2 年次のカリキュラムを参照。
- 2 ) 応用選択科目 法律家となるために有益な科目であり、基礎科目を履修してから履修すべき科目とより高度な応用的科目。主として、個々の法領域を超えて複数の法領域にまたがる複合的科目。選択 )( すべて 2 単位 )

情報法 ( d )	国際人権法 ( d )
環境法 ( d )	国際民事訴訟法 ( d )
行政訴訟ワークショップ ( d )	インターネット法 ( d )
国際税法 ( d )	医療と法 ( d )
租税訴訟ワークショップ	生命倫理と法 ( d )
消費者法 ( d )	科学技術と法 ( d )
金融法 ( d )	ベンチャー企業と法 ( d )
社会保障法 ( d )	法と経済学 ( d )
社会安全政策 ( d )	コーポレート・ガバナンス ( d )
証券取引法 ( d )	知的財産法ワークショップ ( d )

- \* 裁判実務基礎 ( 民事 )( 2 単位 )( b ) 必修
- \* 裁判実務基礎 ( 刑事 )( 2 単位 )( b ) 必修
- \* 法律事務所によるエクスターンシップ ( 2 単位 )( b )
- \* 弁護士会の提供するロー・ルーム科目 ( 法科大学院が指定する科目から 4 科目 8 単位を上限として )

\* 印は、実務系科目。主として実務家専任教員及び非常勤講師の担当する科目。

< 必修科目の分類別単位数 >

法律基本科目群	56	実務基礎科目群	12	合計	68
公法系	10				
民事法系	32				
刑事法系	12				
その他	2				

< プログラム別履修推奨科目 >

知的財産法プログラム

知的財産法 1	経済法
知的財産法 2	国際私法
知的財産法ワークショップ	インターネットと法

企業関係法プログラム

商法 2	民事回収法 2
経済法	国際取引法 1
証券取引法	国際取引法 2
民事回収法 1	コーポレート・ガバナンス

起業支援法プログラム

商法 2	インターネットと法
税法	医療と法
労働法	生命倫理と法
環境法	
科学技術の法規制（規制科学と社会技術）	

## 7 大学、法曹界、経済界等との連携

### 7 - 1 大学全体との連携

法科大学院は、大阪大学全体に対して様々なサービスを提供し、大学と一体となって優秀な法曹の創出をめざす。そのため具体的には、法学部以外の学部から広く入学者を求め、化学、工学、薬学、医学などさまざまな分野で専門的知識をもった上で、法律家となる人を積極的に受け入れる。とりわけこれらの領域の専門的知識を持ったうえで知的財産権や医療と法の問題を学ぶことはきわめて重要であり、今後の日本の法曹界に対してこのよう

な専門的知識を持った法律家を送り出すことは大きな意味を持つ。また、法科大学院は、大学全体に対し、大学の直面する法律問題等について専門的観点から助言し、大学が訴訟に関与した場合の対処等について協力する。さらに、法科大学院の起業支援プログラムを通してベンチャー・ビジネスの立ち上げに協力し、また知的財産法プログラムを通し大学関係者の特許権取得などを支援する。

#### 7 - 2 法曹界との連携

また、実務法曹との関係では、実務教育を充実させるため、裁判所、検察庁、弁護士会等との連携を強化する。具体的には、非常勤の専任教員4名（弁護士2名、裁判官1名、検察官1名）を選出して派遣してもらい、さらに科目別に非常勤で講義をしてもらえる教員数名を選出して派遣してもらう。また裁判所、検察庁、弁護士会と共同で事業を行う。とりわけ中ノ島のサテライトを利用し、法曹向けのスポット的なセミナー、夏季の集中セミナー、継続法律教育など実務家のためのセミナーを行う。また、法科大学院の教員が弁護士登録し、法律相談や弁護士活動を行う。

#### 7 - 3 経済界との連携

さらに経済界との関係では、法科大学院のプログラムを支援する企業を広く求め、プログラム支援企業に対し様々なサービスを提供し、連携を強める。具体的には、企業から具体的な問題に関する専門家を非常勤講師等として招いて授業を行い、現実に企業の直面している法律問題を学生が生で学ぶ機会を与える。また、これらの企業が法科大学院のプログラムに参加し、企業に働く人が研修などの形で法科大学院のプログラムの授業をとることを認め、急速に変化する企業環境に応じ、新たな法律問題など、企業の側が必要とする新しい法律知識を企業側に学ぶ機会を作る。さらに、中ノ島サテライトにカウンセリングルームを開設し、法科大学院・法学研究科の保有する法律資料の検索・利用を認め、支援企業との連携の場とする。

## 8 財政上の措置

#### 8 - 1 十分な財政上の措置の必要性

法科大学院を運営するために十分な財政上の裏づけを必要とする。したがって、法人化された場合、大学内において十分な財政的裏づけを求める。

#### 8 - 2 授業料

法科大学院における授業料については、法科大学院における教育を実施するために必要な金額を、文部科学省令で設定される上限及び他大学において設定される授業料を勘案しつつ、その額を定める。

### 8 - 3 寄付金等

公費では十分でないため、同窓生、法曹界、経済界などと積極的に連携し、寄付を恒常的に募る。

同窓会として、法科大学院卒業生とともに、法学研究科・法学部を修了し法曹となっている卒業生を特別会員とする法科大学院同窓会を設立し、法科大学院の教育への支援を仰ぐとともに、財政的支援などの協力を求める。

法曹界については、同窓生だけでなく、同窓生が所属する法律事務所などを中心とする関西の法律事務所と連携し、法科大学院への財政的支援を仰ぐ。エクスターンシップの受け入れ、法律相談研修への協力など、寄付金以外の方法での支援をも積極的に求める。

また法科大学院の実施するプログラムに協力してもらえる企業を「プログラム支援企業」及び「プログラム協力企業」として認定し、その支援及び協力を公表物などにおいて積極的に公表し、またこれらプログラム支援企業及びプログラム協力企業の職員などによるプログラムの授業の単位履修を認め、企業による研修に役立ててもらおう。

## 9 管理運営組織

### 9 - 1 管理運営機関

#### 教授会

法科大学院の教育管理運営に関する重要事項を審議決定するため法科大学院教授会を置く。法科大学院教授会は、法科大学院の専任教員をもって組織する。教授会は学務関係のみを所轄し、その下に教務委員会、人事委員会、入学委員会、FD委員会を置く。

#### 法科大学院院長

執行機関として法科大学院に法科大学院院長を置く。法科大学院院長は、法科大学院教授会が選出する。法科大学院院長の任期は3年とし、2度に限り再任されることができるものとする。

#### 法科大学院副院長

法科大学院院長を補佐するため、2名の法科大学院副院長を置く。法科大学院副院長2名のうち、1名は学務（教務・入学）担当とし、もう1名は管理運営（庶務・経理）担当とする。法科大学院副院長は、法科大学院院長が任命し、法科大学院教授会の承認を受けなければならない。法科大学院副院長の任期は3年とし、2度に限り再任されることができるものとする。

#### 法科大学院運営委員会

法科大学院院長は、法科大学院運営委員会を開き、法科大学院の運営に関する事項を協議し、法科大学院教授会に諮って承認を得た基本方針に基づき、法科大学院を運営することとする。法科大学院運営委員会は、法科大学院院長、法科大学院副院長及び法科大学院院長の指名する3名の教員によって組織する。運営委員会の下に外部連携委員会、

自己評価委員会、外部評価委員会、広報委員会、入学試験運営委員会を置く。このうち、外部評価委員会は外部委員のみで組織し、それ以外の委員会は法科大学院の教員で組織する。

## 9 - 2 各組織の権限とそれぞれの関係

### 教授会

法科大学院院長の選出

法科大学院院長の任命する法科大学院副院長の承認

法科大学院の中期計画等の承認

法科大学院院長の示す基本方針の承認

教員人事の決定（採用、昇任、懲戒等）

学生の身分に関する決定（入学、修了、休退学等）

学務事項の承認（カリキュラム・開講科目・担当教員など）

### 法科大学院院長

法科大学院副院長の任命

法科大学院の中期計画の策定

法科大学院の基本方針の策定

教員人事の提案

#### a 法科大学院副院長（学務担当）

法科大学院における学務に関する諸事務の実施

教務委員会、人事委員会、アドミッション委員会、ファカルティ・デベロップメント（FD）委員会、資料室運営委員会の運営

#### b 法科大学院副院長（管理運営担当）

法科大学院における管理運営に関する諸事務の実施

外部連携委員会、自己評価委員会、外部評価委員会、広報委員会、入学試験運営委員会の運営

### 法科大学院運営委員会

法科大学院の管理運営全般に関する協議

### 各種委員会

#### a 学務担当

）教務委員会

・学生の身分に関する事項（入学、修了、休退学等）

・学務に関する事項（カリキュラム・開講科目・担当教員など）

・TAの採用に関する事項

）人事委員会

・教員人事に関する事項

- ) アドミッション委員会
  - ・アドミッション・ポリシーの作成
  - ・選抜要項・募集要項等の作成
  - ・優秀な学生の獲得に向けての学生勧誘等の諸方策の作成及び実施
  - ・アドミッションの実施
- ) ファカルティ・デベロップメント（FD）委員会
  - ・教員研修に関する事項
  - ・教材開発に関する事項
- ) 資料室運営委員会
  - ・学生のための図書室・情報室の運営・管理

b 管理運営担当

- ) 外部連携委員会
  - ・他部局との連携
  - ・法曹界との連携
  - ・産業界の連携
  - ・他法科大学院・法科大学院協会等との連携
- ) 自己評価委員会
  - ・自己評価報告書の作成
- ) 外部評価委員会
  - ・外部評価報告書の作成
- ) 広報委員会
  - ・広報活動
  - ・ニューズレターの作成
  - ・ホームページの作成・管理
- ) 入学試験運営委員会
  - ・入学試験の実施

9 - 3 専門的職員

学務担当法科大学院副院長のもとに、次の専門的職員を配置する。

入学担当専門的職員 1 名

教務担当専門的職員 1 名

学生担当専門的職員(奨学金・就職) 1 名

管理担当法科大学院副院長のもとに、次の専門的職員を配置する。

広報担当専門的職員（広報・同窓会・寄付金） 1 名

図書館担当専門的職員 1 名

#### 財務担当専門的職員 1 名

専門的職員は、派遣労働者によって任用し、人事異動等を行わないものとする。これ以外に必要な人員は、そのつどアルバイト職員として採用する。

#### 9 - 4 秘書

法科大学院における教育を補助するため、一定の教員数に応じてアルバイト職員の秘書を採用する。

### 別紙 1 入学者選抜（アドミSSION）

法科大学院にアドミSSION委員会（以下、委員会という。）を設け、委員会は、入学担当副院長及びその指名する 2 名の委員で構成し、入学担当副院長が委員長を務める。

委員会は、送付された書類に基づき、以下の方法で、入学を選抜する。

法科大学院入学適性試験（日本版 L S A T）の成績（100 点満点に換算）

学部における成績の平均（100 点満点）に調整係数をかけた数値

調整係数は、その大学学部の入学難易度を 5 段階程度にわけて定めた数値（最も難関校を最大値とし、順に低い数値とする）に、その学生が当該学部の成績上位者の中での割合に入るかの数値（首席、上位 5 % 以内、上位 10 % 以内、上位 20 % 以内など順位に応じて係数を設定する）をかけて決定する。ただし、選抜実施後の様子を見て、さらにこれに修正係数をかけることも考える。

意欲度評価（法科大学院への入学動機、将来計画などへの評価）

法科大学院での勉学への意欲度を、入学志願書などを 3 名の教員によるグループによって評価する。教員のグループは複数用意し、志願者をどのグループの評価に付すかはランダムに決定する（恣意性の排除と公正さの確保のため）（10 点満点）

多様性評価（経歴・推薦書の評価）

委員会の教員 3 名が、志願者の経歴や推薦書に基づいて、志願者に加点する。多様な経験をもった学生が入学することが望ましいので、多様な経験をもった学生に高い評価を与える（10 点満点）。

から までの数値を加算して、合計点の高い志願者から入学を認める。当分の間、非法学部出身者が最低 3 割程度になるように調整する。重複合格を考慮し、適切な数を上乘せして、合格者数を決定する。

## 別紙 2 履修認定試験

1年次の科目のうち憲法、民法、民事訴訟法、刑法の4科目について、すでに履修したと認められるだけの十分な法律知識及び能力を有しているかどうかの試験であるため、憲法、民法、民事訴訟法、刑法4科目の相当科目につき筆記試験及び口頭試験を行う。ただし、十分な法的知識をもっているかどうかだけを問うのではなく、法科大学院における授業を履修したのと同等の知識と能力を習得しているかどうかを問うものとし、資料を読み、出題される事例を分析し、解答を法律家として論証できる能力を持っているかどうかも評価の対象とする。

憲 法	6 単位
民法 1	4 単位
民法 2	4 単位
民法 3	4 単位
民法 4	2 単位
民事訴訟法	2 単位
刑 法	6 単位

### 【筆記試験】

憲法、民法、民事訴訟法、刑法については各2題を出題する。各科目とも試験時間を3時間とし、配布される資料に基づき出題される具体的事例について、どのように分析し解答するかを試験する。

### 【判 定】

筆記試験の結果に基づき科目別に履修認定を判定する。短縮履修が法科大学院のコンセプトからは例外的措置であることを勘案して、慎重に判定する必要がある。

## 別紙 3 オリエンテーション・プログラム

法科大学院入学者のために、授業開始に先立って、法科大学院の授業など必要な情報を提供することを目的として、次のようなオリエンテーション・プログラムを組み、入学者には参加を求める。特に法律学を全く勉強したことのない学生には、法律の全体像を鳥瞰できるような情報を与えることを目的としているため、強く参加を求めることとする。

## 第1日目

午前

開会の挨拶 法科大学院長

法科大学院の施設・教員・職員の紹介

法科大学院の教育プログラムの概要の紹介

講義 「法」とは何か

午後

「法」を学ぶとはどういうことか

講義 「法的なものの考え方」

講義 法を学ぶための基礎知識

講義 授業の受け方、勉強の仕方の実際

図書館・資料室の紹介

## 第2日目

午前

講義 「法律家」とはどのような職業か

講義 「法律家」になるための道筋

講義 キャリア・プランニング

午後

個々の「法律家」の仕事の実際

弁護士

検察官

裁判官

その他の途

## 第3日目

午前

「法」の基礎知識

講義 法の歴史

講義 裁判所の仕組みと流れ(裁判所制度)

講義 憲法とはどんな法律か

午後

講義 民法とはどんな法律か

講義 刑法とはどんな法律か

第4日目

午前

講義 民事事件の流れ

講義 刑事事件の流れ

午後

講義 よき法律家となるために

同窓会からの挨拶

閉会の挨拶

終了

## B 「大阪大学大学院法学研究科・学部改組プラン」

### 法学研究科博士前期課程

#### 1. 理 念

新研究科は、まず法学教育の一部をなす法曹養成の部分を新設の法科大学院に委ねることによって、これまでの法学を中心とした教育を見直し、また国際公共政策研究科(以下、OSIPP)における法と政治を架橋した教育プログラムとの連携をはかりつつ、法学と基礎法学ならびに政治学との連携を再検討することによって、実務法曹以外の様々な分野において高度専門職業人として活躍できる人材を育成する教育プログラムのバージョンアップを目指すものである。

新研究科では、法学分野に基礎をおきつつ、つまり確固とした専門領域をもちつつ、しかし政治分野に対する深い理解力を備え、現代社会において生じているさまざまな複雑で複合的な問題に対処しうる、実践性と応用力を備えた高度専門職業人を育てていくことを主眼とするものである。

新しい研究科が目指す理念を一言で表すならば、「情報学に基礎づけられた法政に関わる賢慮(jus prudentia)の追求」がもっともふさわしい。この理念に体现される新しい研究科の基本的特徴は、次の各点である。第一に、新しい研究科においては、法政情報に関する教育プログラムを土台にしつつ、比較法政と公共法政という二つの領域における高度専門職業人養成が最大の課題とされることであり、第二には、比較法政と公共法政を考える際の基本的視点として、あくまでも法的思考に基づく賢慮が重視されることである。

そこでは、まず法的ルールや歴史的に形成されてきた社会構造、つきつめれば人間と社会の歴史や現実の多様性に立脚した国際関係や公共政策の構想を行うことができる人材を育成する点に、最大の価値を置こうとする。すなわち、新研究科が目指す人材育成は、現代の高度情報社会において、「現実を忘れない柔軟さと、現実には流されない強靭さを持った思考ができる高度職業人養成」という点に集約される。

また、新研究科は、これまでと同様に研究者養成のための教育を行うが、先の教育プログラムの一部を共通の土台となし、幅広い視野と実践に対する深い理解を備えた研究者の養成を行いたいと考える。さらに、法科大学院における教育に関しても、法曹を目指す者に幅広い視野をもたせるための教育プログラムを提供し、法曹養成にも重要な役割を果たす。そして、法科大学院創設後も法曹養成には特化しえない少なからぬ社会的

ニーズがある法学部における教育を担い、社会が必要とする有為の人材を輩出するものである。

## 2. 組織

### 法学研究科 法学・政治学専攻

総合企画法政講座	教授 3	助教授 1	講師 1	
比較法政講座	教授 6	助教授 8		
公共法政講座	教授 7	助教授 8		
	16	17	1	計 34 名
学生数 前期課程	35 名			
( 後期課程	12 名 )			

## 3. カリキュラム

### ( 1 ) 共通入門系

- ・現代法概論
- ・国際関係論概論
- ・政策科学概論
- ・論文作成指導

### ( 2 ) 教育プログラム

#### ) 法政情報プログラム

独立したプログラムであると同時に他のプログラムの基礎的あるいは応用的な部分も担うプログラムである。

- ・法政情報基礎科目
- ・ガバメント関係：公法・政治関係
- ・ビジネス関係：民商法関係
- ・セキュリティ関係：刑事法関係
- ・裁判関係：ADR、ODR
- ・応用実践関連科目：データ収集、ソフト開発、外部連携

#### ) 比較法政プログラム

比較に重点をおいた研究教育を行うことで、法学関係において法科大学院では対応できない領域をカバーし、法科大学院において養成される法曹とは異なった付加価値をもった人材を、公共法政プログラムとも連携しつつ育成する。

- ・基礎法学関係  
法理学、法思想史、ヨーロッパ史、ローマ法、アジア法史、比較法論、EU論
- ・政治学関係  
政治学、日本政治思想史、西洋政治思想史、西洋政治史、日本政治史、比較政治論
- ・実定法関係  
憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際法、国際私法
- ・総合演習  
一部法政情報プログラムと連携、生命倫理、法とジェンダー、等々

#### ）公共法政プログラム

法学系と政治学系との相互関係を視野に入れた講義を行い、より実践的、現代的な課題をテーマに研究教育を行う。

- ・基礎法学関係  
近代法論、市民社会論（公共圏論）、近代日本法史、比較法文化論、法社会学、英米法、アジア法論、
- ・政治学関係  
公共政策概論、政策過程論、政治参加論、政治リーダーシップ論、行政組織論、政策過程と官僚制、中央・地方関係論、地方政治論、昭和政治論、戦後日本外交史、社会保障論、環境政策論、地域（圏域）研究概論、アジア政治、アメリカ政治論、日米関係論
- ・実定法関係  
比較憲法論、地方自治法、税法、裁判法、知的財産法、企業関係法、消費者取引法、経済法、国際経済法、労働法、社会保障法、環境法、国際人権法、国際関係法
- ・総合演習  
一部法政情報プログラムと連携、法と経済学、法政策学、公共ガバナンス論、等々

## 4. 入 試

研究計画書をもとにした口述試験を評価のベースとして、筆記試験は基礎力を問う、プラス・アルファ（あるいはマイナス・アルファ）の要素をみるための素材とする。

### 筆記試験

小論文：所定の時間でどの程度の作文ができるかをみる。

外国語：英、独、仏から一つ選択

ただし、社会人、留学生については、外国語を免除する。

研究計画書

3千字程度

口述試験

受験者全員、試験委員3名、20分程度

## 5. 指導態勢

新しい博士前期課程の基本的課題は、高度専門職業人の養成にある。従来、法学研究科では専修コースにおいて、高度専門職業人養成に取り組んできたが、その成果と経験をここで生かすものである。

入学者は、入学手続の際に所定のプログラムの中から志望プログラムと志望専攻分野を届け出る。志望専攻分野は、例えば比較法政プログラムならば基礎法系、政治学系、実定法系とし、公法政プログラムについても、同じく基礎法系、政治学系、実定法系の区分とする。各専攻分野には、専門に応じて教官が配置されており、志望専攻分野に基づき、指導教官が決定される。

当該指導教官は、受け持ち学生の修学上の指導に当たる。この指導教官は従来の指導教官とは異なったものである。学生が選択できるのは専攻プログラムの決定までとし、専攻分野内での指導教官の割り振りは、当該分野の専攻学生数に応じて均等に配分を行う。指導教官となるのは、原則としてすべての教授と助教授であり、1人あたりの学生数は最大で2学年合わせて5～7名程度とする。これにより教官間の院生数の不均衡を防ぐことができるが、より根本的には、博士前期課程レベルではコースワークによって学問分野の全体像を学ぶことに主眼が置かれている。

## 6. 修士論文審査

指導教官の指定に従い専門領域に関する法学と政治学のスタッフ3名で行う。

## 7. 学位

法学修士

## 法学研究科博士後期課程

### 1. 理 念

博士後期課程は、幅広い視野と、理論及び実践の両面に対する深い理解を備えた、高度な研究・教育能力を有する研究者、及び高度専門職業人の養成を目的とする。

### 2. 組 織

博士後期課程（12名）

[ 専攻 ] 法学政治学専攻

[ 講座 ] 総合企画法政講座、比較法政専攻、公共法政専攻

### 3. カリキュラム

カリキュラムは、博士論文作成の指導を中心とする研究演習、専門の領域について学問的に深い研究を行うための特殊講義、特定のテーマについて深い研究を行うための特定研究、現代的な問題を多面的に研究することを通して複眼的視点を養成する合同セミナー方式のプロジェクト研究、及び外国語文献を素材として研究を行う文献講読特殊講義とからなる。

後期課程の学生は、研究指導を受けるとともに、【科目一覧】に示した科目のなかから4単位以上を含め、8単位以上を習得する必要がある。

後期課程の学生は、指導教授が必要と認め、かつ、教授会の承認を得ることにより他の研究科の授業科目を履修できる。

#### 【科目一覧】

##### (1) 研究演習 [ 各2単位 ]

研究演習、同：法学研究科教員担当

##### (2) 特殊講義 ・ [ 各2単位 ]

憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、商法、民事訴訟法、行政法、税法、知的財産法、労働法、国際取引法、経済法、法情報学、法理学、法社会学、日本法制史、西洋法制史、政治学、日本政治史、政治思想史、国際政治学、比較政治、政治過程論、地方行政論、EU論

[ 方針 ] 法学研究科教員・・・基本的に1科目担当

OSIPPの協力範囲  
博士前期課程授業科目（XXX）に対応

（3）特定研究 [各2単位]

特定研究 外国法（英米法、ドイツ法、フランス法を隔年開講）

特定研究 国際関係法（OSSIP開講科目）

特定研究 国際人権法（OSSIP開講科目）

特定研究 裁判論

特定研究 アメリカ政治論

[方針] 特定研究 . . . . . 数はあまり多くしない  
内容の変更、教員（非常勤を含め） . . . . . 柔軟に

（4）プロジェクト研究（各2単位）

プロジェクト研究 統治システムと法（権力・自治・都市）  
[憲法・行政法・基礎法関係]

プロジェクト研究 企業と法（企業統治・企業金融・倒産・競争政策）  
[商法・経済法関係]

プロジェクト研究 ITと法（電子商取引・犯罪・著作権・電子政府）  
[法COEメンバーから5、6名]

プロジェクト研究 市民社会と法（家族法・株主代表訴訟・雇用労働法・  
社会保障法）  
[民法・民訴・労働法・社会保障法関係]

プロジェクト研究 日本の対外政策（理念・歴史・制度・アクター）  
[政治学関係]

（5）文献講読特殊講義 [各2単位]

英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語

4. 入 試

（1）一般選抜

（イ）筆記試験

外国語：英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語のうち1科目選択

（ロ）口述試験

申請者の修士論文、研究計画書を中心として、一般学力について行う。

面接時間は40分、面接委員は3名。

本研究科博士前期課程修了者については、筆記試験を免除する。ただし、社会人特別選抜試験を経て平成15年度以前に本研究科博士前期課程に入学した者についてはその限りでない。

法科大学院修了者については、研究計画書を中心に口述試験を行う。

## (2) 社会人特別選抜学力検査

申請者の学習歴や実務経験などを考慮して、博士後期課程の教育を受けるに必要な専門的素養を備え、更なる専門性の深化を目指すに適切な水準に達している者であるか否かを、以下の学力検査によって判定する。

### ( ) 口述試験

自己の学力を示す論文等、及び研究計画書を中心として、一般学力について行う。面接時間は40分、面接委員は3名。

## 5. 指導態勢

指導教授制をとり、教育は、指導教授が行う研究指導と授業科目の履修とからなる。指導教授の決定は、入学後4月中に学生の届け出によって行う(ただし、中途変更は認める。その際には、「指導教授変更届」を提出しなければならない)。

博士後期課程の目的は、第一義的には専門分野における高度な研究・教育能力の育成にあることは言を待たないが、そうした高度な専門性も、幅広い視野と、理論及び実践に対する深い理解の上に立たなければ意味がない。そうした点に鑑み、博士前期課程と同様、専攻内の所属教官との自在な交流、学際的視点の強いプロジェクト研究への参加を意識的に図ることが求められる。

## 6. 博士論文審査

博士論文を提出する学生は、後期課程に2年以上在学し、規定上の単位を修得、又は修得見込みで、かつ、博士予備論文審査に合格しておかななければならない。但し、在学期間については、特別に優秀な研究業績を上げた者、及び法律大学院修了者で後期課程在学学生については、この限りではない。

博士予備論文を審査するための委員会は、3名の教員(うち2名は原則として本研究

科教員)から構成され、年、最低1回開催される。予備論文審査委員会は、申請があった学生のこれまでの研究成果と博士論文執筆の研究遂行能力を判断するための面接試験を行う。博士論文を提出する学生は、論文提出の少なくとも前年に開催される博士予備論文審査に合格しておかなければならない。

## 7. 学位(博士)

法学、政治学、(公共政策)

[課題] 条件の確認

## 法 学 部

### 1. 理 念

新しい法学部における教育の基本理念となるのは、社会の中の様々な価値観を理解し、異なる価値との調整を行いつつ、一定の価値規準に基づきながら、法と政治を通じて、社会の秩序を構成していくことができるだけの知識と思考力を持った人材の育成である。

いわば、実証精神に支えられた規範的思考を磨きぬくことが、新法学部における教育目標となる。

この基本理念をもう少し敷衍するならば、新法学部における教育には、次の三つの焦点と法と政治という二つの柱がある。

( a ) 社会的な価値・理念の探求である。

すなわち、社会的に追求すべき、あるいはこれまで社会的に追求されてきた価値・理念には、どのようなものがあるのか、それらの価値・理念の相互の関係はどのようなものなのか、といったことを理解することである。

( b ) 価値・理念の選択と調整についての理解である。

往々にして両立しがたい複数の価値のうちどれをどのような理由で選択するのか、異なる価値を重視する他者との間でどのように対話を行うのか、われわれはこれまでこの問題に対してどのような取り組みをしてきたのか、といったことを理解することが、ここでの目標となる。

( c ) 価値・理念による社会の統合作用について学ぶことである。

われわれがこれまでいかにして、価値や理念を社会的に実現しようとしてきたのか、あるいは失敗してきたのか、なぜ失敗は起こるのか、どのような仕組みがこれを支えてきたのか、といった諸点を理解することがここでの目標である。

これらの三つの焦点を、法と政治という二つの場のそれぞれで結び合わせることで、新法学部における教育の全体構造が浮かび上がる。法と政治という二つの柱を立てるのは、社会の統合作用、ガバナンスを実現する手段・方法として、人類が生み出したのが法律であり、その法律を作成、執行するのが政治だからである。法と政治という二つの場において、どのように上述した三つの問題を理解することができるか、ということが新しい法学部において教えるべきことなのである。

## 2. 組織

教員数 34名

学生数 180名 + (編入学生数)

## 3. カリキュラム

新法学部のカリキュラムにおいては、従来の「講義」に近いものとして、イントロダクション科目、コア科目、アドバンス科目の三種を設ける。これに加え、従来の「ゼミ」に近いものとして、フレッシュマンセミナー、コア科目ディスカッション、プロセミナーの三種類を設ける。レクチャースタイルの講義について、イントロダクション科目は、高校からの、アドバンス科目は大学院への、それぞれ橋渡しを念頭においたものである。コア科目がその名のとおり、新法学部の教育活動の中心となる。三種のセミナーは、それぞれ、レクチャースタイルの講義との対応を意識して設けるものである。これまで、あまり強いとはいいがたかった「講義とゼミのリンケージ」を強化することが、ここでの特徴である

(a) セメスター制、学年配当制

(b) 入門科目、コア科目 - アドバンス科目、コア科目ディスカッション

入門科目

法学概論(2)、政治学概論(2)、情報活用基礎(2)、法政情報処理(2)、

フレッシュマンセミナー(2)、日本の法制度(留学生)

コア科目の3グループ区分

専門科目を二つの柱(法と政治)と以下の三つの焦点に分類

(1) 社会的価値・理念の探求に関する科目

(2) 価値・理念の選択と調整に関する科目

(3) 価値・理念における社会的統合作用に関する科目

*探求* 法理学、法思想史、政治学原論、日本政治思想史、西洋政治思想史

*調整* 西洋法制史、日本法制史、比較法文化論、日本政治史、西洋政治史

*作用* 実定法(憲法・民法・刑法・行政法・商法ほか)、国際法、法社会学など政治過程論、国際政治学(外交史)、行政学、比較政治

アドバンス科目

法学系 民事訴訟法、刑事訴訟法、経済法、税法、地方自治法などのほか、特別講義として開講

政治系 地方行政論などのほか、特別講義として開講

(c) フレッシュマンセミナー、プロセミナー（少人数教育の徹底）

(d) 時間割の編成 科目の講義順序、配置の調整

#### 4. 卒業単位数（要検討）

現行 138 (44 + 94) 単位 → ?

#### 5. 成績評価の方法（要検討）

(a) 履修制限

(b) 相対評価（優：10%、良：50%、可：30%、不可：10%）

#### 6. コース制（要検討）

拘束力のないモデル・メニューを作成

法科大学院・公務員・大学院・企業などの志望分野別

#### 7. 編入試験（要検討）

現行 20 名、受験資格：学士（見込み）又は短大卒（見込み）、法学部等 2 年生  
残すとすれば、人数の削減：5 名、受験資格の制限：学士

#### 8. 入学試験

前期日程・後期日程の人数（要検討）

現行 前期日程 147 名、後期日程 33 名 → 前期日程 150 名、後期日程 30 名

科目・配点（要検討）

現行 前期日程 センター試験 国語・数学・外国語・地歴公民 各 100 点  
理科 50 点

2次試験 国語・数学・外国語 各 150 点  
後期日程 センター試験 国語・数学・外国語・地歴公民 各 100 点  
理科 50 点

2次試験 小論文 200 点 外国語 100 点

16 年度から、センター試験については、

地歴(日本史 B・世界史 B・地理 B) 1 科目、公民(政治経済・現代社会・倫理) 1 科目となる。この配点を早急に決める必要がある。例えば、合計 100 点(地歴 70 点：公民 30 点)等。

## 9 . その他

阪大新法学部の特色は？

実定法からの要望 法科大学院の法学既修者の受験資格・合格可能性が大

憲法 (4)、憲法 (4)

民法 (4)、民法 (4)、民法 (2)、民法 (2)

刑法 (4)、刑法 (4)、行政法 (4)、行政法 (4)

商法 (2)、商法 (4)、商法 (2)、商法 (2)、民事訴訟法(4)、刑事訴訟法(4)

【法学部科目一覧】

学 年	専 門 科 目		
1 学年前期	法学概論(2) 政治学概論(2)	情報活用基礎(2) (共通教育科目)	
1 学年後期	法政情報処理(2) フレッシュマンセミナー(2)		
2 学年前期	憲法 (総論・統治機構論)(4) 民法 (総則・物権)(4) 行政法 (行政法通則)(2)	国際法 (2) 日本法制史(4) 法思想史(4)	政治学原論(4) 日本政治史(4) 14
2 学年後期	憲法 (人権論)(4) 刑法 (総論)(4) 民法 (親族・相続)(2) 商法 (総則)(2) (プロセミナー(4)***)	行政法 (行政の行為形式)(2) 西洋法制史(4) 比較法文化論(2)	西洋政治史(4) 西洋政治思想史(4) 法情報学(2) 15
3 学年前期	民法 (債権)(4) 民事訴訟法(4) 刑法 (各論)(4) 商法 (会社法)(4) 労働法(4)	行政法 (国家補償)(2) 地方自治法 (2)* 税法(2) 法社会学(4) アジア法論(2)*	国際法 (2) 行政学(4) 比較政治(4) 情報計量論(2) 21
3 学年後期	民法 (債権)(2) 刑事訴訟法(4) 商法 (保険法)(2)* 経済法(2) 社会保障法(2)* 国際私法(2) プロセミナー(4)**	行政法 (行政争訟)(2) 地方自治法 (2)* 法理学(4) ローマ法(2)* 東洋法制史(2)* 労働政策(2)	国際政治学(4)* 外交史(4)* 日本政治思想史(4) 政治過程論(4) 地方行政論(2) 情報法政論(2) 21
4 学年前期	外国語文献研究 (人数限定) 特別講義		
4 学年後期	プロセミナー(4)***		

\*印は隔年開講科目 \*\*印は通年で必須科目 \*\*\*印は選択科目で空きがある場合に限定

( ) 内は単位数

基準単位数：憲法 8、民法 12、刑法 8、商法 8、民訴 4、刑訴 4、行政法 8、  
労働法関係 6、社会保障法 2、経済法 2、地方自治法 4、国際法 4、  
国際私法 2、税法 2、基礎法学関係 28、政治学関係 42、  
法情報学関係 8、ゼミ 6~10、概論 4

開 講 数：フレッシュマンセミナー9、プロセミナー18 (通年科目)

各教官負担：4 ~ 10 単位 (法学研究科、法科大学院を含め 20 単位までに)